

平成 27 年 6 月 24 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月24日（2日目）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第3号 平成26年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第4 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度南知多町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議案第40号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について（日間賀島防災拠点施設建設工事）
- 日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について（師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事）
- 日程第12 議案第43号 財産の購入について（海っ子バス（中型バス）1台）
- 日程第13 議案第44号 訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について
- 日程第14 議案第45号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第46号 安全保障法制の徹底審議を通じた国民的合意を得ることを求める意見書

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （11名）

1番 石黒正重
4番 清水英勝
6番 山下節子
8番 鳥居恵子
10番 鈴川和彦
12番 榎戸陵友

3番 高原典之
5番 藤井満久
7番 吉原一治
9番 松本保
11番 榎本芳三

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	林昭利
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	渡辺三郎	住民課長	宮地廣二
福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主査 保母公次

[開議 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうの新聞に昨日の議会の記事が出ました。今後、議会の流れを住民の皆様が注視するものと思われまふ。議員の資質を高め、南知多町議会の名に恥じないような議決に心がけていただきたいと思ひます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達してありますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従ひ、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 一般質問

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

8番、鳥居恵子君。

○8番（鳥居恵子君）

皆様、おはようございます。

ただいま議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、再質問がある場合は自席にて行わせていただきます。お願ひします。

1. どんぐり園の整備・拡充について。

平成26年度に豊丘のむくろじ会館を活用し、児童発達支援事業（障害児通所支援）として開所した「どんぐり園」では、対象児童が基本的な生活習慣の習得と自立に向けて親子で通園しています。ここでは、専門スタッフの指導を受けながら、運動機能や周囲への関心を高め、言葉の理解・発達を促す療育活動を行っています。指導に当たる職員のだんぜな指導などによって、利用者の皆さんの評価も高く、助かっているという声も多

く聞かれます。

そこで、この支援事業がより充実し、高い成果を上げられることを期待して、以下の質問をします。

1. 開所以来、どんぐり園の利用状況はどうか。
2. むくろじ会館の施設のうち、どんぐり園で使用している面積はどれだけか。
3. 通所者が伸び伸び活動できる園庭や遊具は整備されているか。
4. 現在、療育に当たっている専門スタッフの数とかかわり方はどうか。

大きい2、女性の活躍の場をつくれ。

人口減少、とりわけ若い世代や子供の減少によって、町のにぎやかさや活力がなくなっているように感じます。この地域に若い女性の定着や移住を促すため、女性の暮らしやすい環境や職場をつくっていくことが必要だと考えます。

男性の職場と思われていた消防士や警察官、建設業などの仕事にも女性が進出する時代になっていますが、まだ女性はその能力を十分発揮して活躍できる社会となっているとは言えない状態にあると思います。

また、国は昨年、人口減少と地域経済の縮小の克服を目指した地方創生総合戦略で4つの基本目標を上げました。その1つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることが上げられており、若い世代の経済的安定と並んで、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとしています。女性が生き生きと活躍する社会を実現するためには、女性の就業や子育て、出産に対する支援とともに、女性の能力開発や働き方に対する意識改革も必要になると考えます。

女性の可能性を広げ、その力を地域経済の活性化や地域の活力向上に活用していくために、以下の質問をいたします。

1. 役場での女性管理職の登用状況はどうか。女性リーダーの育成のための研修は行われているか。
2. 女性職員の研修参加状況はどうか。特に、若い世代の研修参加機会は確保されていますか。
3. 産休、育休制度の取得状況はどうか。また、職場に円滑に復帰するための支援制度はあるか。
4. 女性の平均的な勤続年数はどうなっていますか。
5. 女性職員の能力や適性に合った職務や処遇となっているか。また、その勤務成績

の評価はどう行われているか。

6. 平成25年に策定した南知多町男女共同参画基本計画「ひまわりプラン」の進捗状況はどうなっているか。

大項目3、専決処分の法的根拠について。

議会の権限に属する事項について、町長が議会にかわって意思決定を行う手段の一つとして専決処分があります。この制度の運用に関して、以下の質問をします。

1. 専決処分の法的根拠は何か。
2. 専決処分が許されるのはどのような場合か。
3. 議会からの委任による場合の専決処分とはどういうものか。
4. これまで専決処分を行った事案には具体的にはどのようなものがあったか。

以上です。お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

大きな1番、どんぐり園の整備・拡充について、一括して説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

御質問1の1、開所以降、どんぐり園の利用状況はどうかにつきましての答弁でございます。

平成26年7月1日の開園時点では、利用児童はございませんでしたが、その後、平成26年9月1日に児童1人とその保護者の方が入園されて以降、順次入園がございました。平成27年6月1日現在では、6人の児童とその保護者の方が通園されております。

次に、御質問1の2、どんぐり園で使用している面積はどれだけかにつきまして答弁いたします。

どんぐり園専用として使用している部屋の面積は、小学校の1教室分で約50平方メートルでございます。坪数に換算をいたしますと15坪ほどになります。

次に、御質問1の3、伸び伸び活動できる園庭や遊具は整備されているかにつきまして答弁いたします。

どんぐり園は、むくろじ会館内での教室を活用して開設されており、地域と共有しておりますので独自の園庭はありません。しかし、むくろじ会館の運動場や、運動場の一部を区画して設けた砂場や体育館で伸び伸び活動することができます。

遊具につきましては、まだ十分ではありませんが、児童の発達を援助する上で効果的かどうかよく検討しながら、徐々に整備していきたいと考えております。

次の御質問1の4、療育に当たっている専門スタッフの数とかかわり方はどうかの答弁でございます。

専門スタッフのかかわり方は、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の3名の方に、それぞれ年3回ずつどんぐり園に来ていただき、子供の観察をして、療育支援についての検討を行っております。また、職員向けには年3回、どんぐり園の立ち上げに係る研修として、専門スタッフから子供だけではなく、親への支援の方法などの助言と指導をいただき、よりよい療育を目指しております。以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

御答弁ありがとうございます。

2番に関しまして、どんぐり園のスペースに関して、どんぐり園は全体の中のどのぐらいの割合で使用しているかということと、プレールームと、それから食事を食べる場所の比率はどのぐらいのウエートを占めていますか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

どんぐり園の面積の関係でございますけれども、全体の面積、あそこの施設につきましては、旧豊丘小学校の校舎を活用いたしまして、むくろじ会館を設置しております。その中で、先ほど言いました1クラス分、約50平米ですけれども、校舎全体で見ますと約7%ほどの面積となります。

これにつきましては、7%というのはあくまでも、教室1つだけですので専用の面積。トイレだとか廊下といったものは共用部分という形で、その7%には含まれておりません。

また、先ほどございましたプレールームだとか生活の場という形でどのぐらいかというお話ですけれども、今現在は1つの教室を半分に仕切りまして、それぞれ生活の場だとかプレールーム、遊びの場と言っておりますけれども、そういった形で活用しており

ます。ちょうど半分ですので、約25平米ずつの面積という形になります。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

今お聞きしましたのが、むくろじ会館のスペースの中で、どんぐり園として占有している部屋が、実質的にはどうしてこんなに違うのかなあという感じがしますし、見に行かせていただいたときも、非常に狭いプレールームで、6人の子供たちと、親御さんが一緒にいるもんですから、そこで10人以上がプレールームにいて、先生もいたりすると非常に狭いというふうに感じましたし、食事のところも狭いなと感じましたが。

親御さんたちの気持ちを聞いてみますと、非常にどんぐり園で、今行われていることは、何が一番いいかといったら、ここにいる人たち、それからスタッフ。きょうまで、1年でよくあのようにどんぐり園が成立しているというのが感動したし、なさっている方が本当に一生懸命に子供たち、親御さんの相談に乗ったりはしているんですが、それとは別に、今一番子供が成長する時期の部屋としては、プレールームといっても、7.5坪でいろんなものが置いてありまして、御飯を食べるところには何かいろんな棚があったり、机があったりして、すごく狭く感じるんですね。非常に一番大事なときに、あれだけの建物があって、その何%を使うということですが、せっかく成長期に行えることが、保育士さんとかいろんな方が努力なさっても、設備的なもの、ハード的なものが非常にもったいないなという気もしますが、親御さんたちからの希望とかはございますか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

どんぐり園に通っておられます保護者の方からの希望、各現場の保育士だとか、福祉課のほうで聞いております。

内容といたしましては、やはり議員がおっしゃられるように、1クラスの半分を使いまして、遊びの場、プレールームに使ったり、その半分以上を生活の場、食事をする場所に充てておるものですから、今現在の子供たち6人と保護者の方がつき、また保育士が入ると狭いという部分で、そういったどんぐり園の部屋の狭さの問題と、あと1つありま

したのは、月曜日から木曜日まで給食を行っておるんですけども、たまたま金曜日がなかったという部分で、金曜日も給食をやっていただきたいというお話がございました。

この金曜日の給食につきましては、何とか調理方法等を工夫いたしまして、改善をするという形で、金曜日について食事の提供もできるようにしております。以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

親御さんたちの声は非常に、満足ではないんですけども、やはり一番声が高いのは、先ほどの15坪を半分に仕切ったところで、親御さんが5人と6人で11人と、保育士さんがいると十何人という、プレールームといいましても、見ているとこっちになったり、あっちになったりしてやってみえて、特に給食を食べる場所が非常に狭い印象を受けましたが、それがいいかどうかということよりも、実はやっぱりこういった児童を持ったお母さん方の苦勞は、多分並大抵じゃないと思うんですね。

同じ子供たちが、本当は憲法か何かで保障されている子供たちの教育のことは、今どんど園で恵まれていると言う方も見えますが、24時間子供たちが、私も一緒にちょっといたときに、すごい行動をするんですね。予測できない子供たちで、うちへ来たときにいろんなものを壊すような危ないこともありますし、親御さんは、どんど園にいるときはある程度いろんなことをなさってくれるけれど、家に帰ったら全部自分でそれを受けなきゃいけないくて、昔はこういったことを隠したり、園に入れなかったりしたようですが、これからはぜひぜひ園にどんどん誘って、その子供たちの将来の社会につながるような、今幼児期がとても大事なので、本当に社会につながるような、魂みたいなそういったものを、このどんど園で培っていただきたいなとすごく思いました。

それで、また戻りますが、やはり今、忙し過ぎると言ったらおかしいんですが、一生懸命遊ぶプレールームも狭いですし、そこで何とか、今現状が、その隣は先生の部屋ですが、お母さん方に聞くと今の一番の悩みは狭いということですので、そこを何とか検討していただくことはどうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

保護者の方から、どんぐり園の施設が狭いというお話もいただいておりますので、今年度、1部屋拡張する予定であります。

ただ、場所につきましては現在検討しておりますけれども、当初考えておりましたのは、2階の1部屋を使ってという部分も考えておりましたけれども、なかなか2階だと色々な不便、トイレがないだとか、そういった部分もあるものですから、できれば1階のほうに持っていけないかなということで、今検討しております。以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

そして今、どんぐり園でまだまだ、実は支援が欲しいという子がいるんですが、なかなか行くきっかけが、広告ではなく、やはり口コミで、多分入れようと思った人が今の親御さんに聞いてくると思うんですね。その重い扉をあけるには、そして弱い子たちには民間の人が何をしようと言ってもなかなかできなくて、やはりこの園は行政の力が一番欲しい園なので、本当になるべく早く応えてあげてください。よろしく申し上げます。

続きまして、3番の再質をさせていただきます。

今、園庭は現在のところでなさっているんですが、この園庭で、実は子供の成長期に特に一番大事なのは体を動かすということなんですね。今までは、家にいますとどうしても体を動かすということが少ないと思うんですが、今この子たちを助けられるのは、やはり体を動かす、興味のあるものとか、そういったものですが、今の園庭では遊具がないに等しいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

園庭の遊具につきましては、現在、園庭にありますのは砂場だけであります。あと、移動式のブランコとか滑り台はありますので、それを利用して使っております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

やはり見ていますと子供たちも手伝いながら、一々保護者が運んでいるんですけども、非常に大変だなあという気がするんですね。そんなに深くないと言うとおかしいですけど、できれば予算化していただいて、例えば少しでも固定のもので、いつでもそこへ行けば遊べるということ。それから、親子が一緒ですので、やはりそういったブランコであったり、ほかの保育所にあるようなものは少しでも置けるような努力を願いますでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

どんぐり園につきましては、先ほど部長が申したとおり、どんぐり園としての園庭ではなく、あそこにつきましてはむくろじ会館の運動場になっております。ということで、むくろじ会館の場所を借りて、砂場とか、実際に子供たちが利用させてもらっております。あそこに固定式のジャングルジムとか、滑り台とか、それにつきましては管理している社会教育課とのこともありますので、現在ではあそこに私どもが置くということはやちょっと考えておりませんので、ただ移動式のものであれば大丈夫かと思っておりますので、それにつきましては今後検討したいなと思っております。

(8 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

なるべく早く、いろんな希望が出てきて、思うんですけど、成長によって体を動かすことが本当に一番の近道だということをよく聞きますので、ぜひ早目をお願いします。

それでは、4 番に行かせていただきます。

4 番で、保育士さんたちが3 カ月に1 回お見えになるんですが、スタッフの方と保護

者との対談もそのときにありますか。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

4番の専門スタッフの方ということでよろしいでしょうか。

○8番（鳥居恵子君）

はい。

○福祉課長（神谷和伸君）

専門スタッフとのかかわり方につきましては、実際にこれは、先ほどの臨床心理士さんとか作業療法士さん、言語聴覚士さんの方が来ていただいておりますが、直接保護者の方にするのではなくて、どんぐり園の保育士のほうに指導とか助言をしていただきまして、実際の指導につきましては、その保育士が子供たち、または親御さんに当たっております。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

今は見に来て、その結果でその指導とかに当たってくれるのか、それでお母さん方は、例えば自分たちお母さん方を育てるというんですか、非常に大事なことだと思うんですね、あの園に関しては。お母さん方と専門家さんの接触というのは、ほかの形ではできませんでしょうか。例えば、何か相談するなら、1カ月に2回とか3回来るよとか、そういうのはまだつくっていないですか。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

現在のところは、先ほど部長の話があったとおり、年3回の臨床心理士さんたち等の研修でありまして、今後につきましては十分検討したいと思いますが、今のところ、予定はありません。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

でも、常駐のスタッフたちは、例えば、できればお母さん方と相談できる、保育士さんを超えてはいけないのかわかりませんが、やっぱり悩みがぼちぼちとあるような感じに話されていまして、できればそういったことを考えられてはどうでしょうか。費用はかなりかかるんですかね。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

実際、先ほどの件なんです、来ていただいた形で、一応、子供たちがどういう状況を見ていただいて、午後に保育士さんたちと話し合いをしてということになりますので、ただ、その途中で見ているときにはお母さんたちに対しては声をかけていると思うんですが、そのためだけに来ているわけじゃないものですから、ただ、一応来ていただきまして、それぞれ見ていただいて、声かけはしていただいたとは思いますが、年3回ということではありますが、臨床心理士さん、作業療法士さん、言語聴覚士さんが個々に来ます。それで年9回になります。そのほかに先ほどの立ち会い研修というのが、その3人の方が合わせて3回来ますので、ということは毎月1回ぐらいはそういう方が見えますので、月1回であれば、十分かどうかわかりませんが、ある程度、効果があるかなというふうに思っております。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

今の印象ですと、そういう専門的なスタッフを抱えることは難しいかもわかりませんが、ぜひ将来、やはり保育士さんも手いっぱい、本当に一生懸命なさっているのに、外へ出ていく姿とかを見ますと、本当に人が要るなあという。保育士さんがプレールームにいても、みんな一緒にそこにいるわけですから、例えばそこで出ていったりする子とかいろんな子を見ますと、できれば予算、お金の話ですけれども、専門スタッフみたいな方が見えると非常に進歩するのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

理想で行けば、専門スタッフの方が常駐しておるのが一番かと思えますけれども、なかなか専門スタッフの方を確保するだとか、費用の面がございます。今現在でやっているやり方を、じゃあ年3回を4回にするとか、そういった形でのことなら検討はできるかと思えますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

少しでも、先ほど申し上げたように、まだ町には必要な子がいるんですが、やはりちよっと心配というのか、自信がないというような親御さんの声も聞きますし、その中で、どんぐり園の見学に来たり、親御さんに聞くと思うんですね。本当に行政しかできないことなので、ぜひ早く検討して、何とか生かしていただく方法を、本当にみんなが頑張っ、親に聞きましたら、ここはやってくださる人の人と心がいいとおっしゃっていたんで、本当にそれが誉れだと思し、これからも頑張っ、いただきたいと思します。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、質問事項2. 女性の活躍の場をつくれについて、(1)から(5)までを私が、(6)は企画部長から答弁をさせていただきます。

まず、御質問2の1、役場での女性管理職員の登用状況はどうか。女性リーダーの育成のための研修は行われているかについて答弁をさせていただきます。

平成27年4月1日現在、単純労務職を除く一般職の職員数は197名で、うち89名が女性職員です。そのうち、女性管理職員は指導保育士1名を含む主幹級3名、保育所長6名の合計9名で、全体の割合は4.6%です。

保育職につきましては、全て女性職員のため、保育職を除く職員だけに限れば、職員

数は152名で、うち44名が女性職員です。そのうち、女性管理職員は主幹級の3名のみで、その割合は2.0%です。

女性リーダー育成のための研修は、町では特に行っておりませんが、現在の女性管理職員のうち、1名は過去に市町村アカデミーで開催された女性リーダーとしての能力を養成する研修に参加しています。

次に、御質問2の2の女性職員の研修参加状況はどうか。特に、若い世代の研修参加機会は確保されているかについて答弁させていただきます。

平成26年度中に保育職を除く女性職員40名のうち、延べ13名が知多5町で実施しております階層別の研修及び愛知県自治研修所での専門研修に参加しております。

このうち、知多5町で実施している階層別の研修は、採用後の年数などにより参加を義務づけており、若い世代の参加機会を確保しております。

また、保育職につきましては、知多5町で実施しています所長研修、主任保育士研修、全体保育士研修などに参加しました。また、愛知県が実施している障害児関係の研修にも参加しております。

次に、御質問2の3の産休、育休制度の取得状況はどうか。また、職場に円滑に復帰するための支援制度はあるかについて答弁させていただきます。

平成24年から26年度の過去3年度に出産をした職員は、保育職を含め延べ12名で、その全員が産前産後休暇と育児休業を取得しております。

現在、育児休業を取得している女性職員は7名で、その平均育児休業請求年月は2年2カ月となっています。

職場へ円滑の復帰するための支援制度としては、小学校入学前までの子を養育するために、1日2時間以内まで勤務しないことができる育児部分休業を承認しており、過去3年度では2名の職員が取得しております。

次に、御質問2の4の女性の平均的な勤続年数はどうなっているかについて答弁させていただきます。

平成26年度末に在職していた保育職を含めた女性職員84名の平均勤続年数は20年で、保育職を除いた女性職員40名での平均勤続年数は14年となっております。

次に、御質問2の5、女性職員の能力や適性に合った職務や処遇となっているか。また、その勤務成績の評価はどう行われているかについて答弁させていただきます。

職員の勤務成績の評価は男女の区別なく、人事評価により職員の能力及び業務の実績

を、公平かつ客観的に評価しております。

女性職員の職務や処遇についても男女の区別なく、人事評価と昇任資格試験の結果及び自己申告書による本人の希望や意向により決定しております。

私からは以上です。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、次に御質問の2の6、南知多町男女共同参画基本計画「ひまわりプラン」の進捗状況について答弁させていただきます。

南知多町男女共同参画基本計画「ひまわりプラン」は、その計画年度を平成25年度から29年度までの5年間としております。

その初年度に当たる平成25年度には、男女共同参画の映画会、愛知県男女共同参画財団との共催によるサテライトセミナーを開催いたしました。また、平成25年8月以降、町広報紙に男女共同参画のコラムの連載を開催し、男女共同参画社会に対する啓発に努めてまいりました。

計画の進捗状況につきましては、計画中間年度に当たる本年度において、目標数値の達成率や事業の実施状況を把握するとともに、あわせてその見直しを行う予定です。

男女共同参画社会は、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを基本目標としている地方創生総合戦略の目的にも合致する社会でございます。計画の推進に皆様の御協力をお願いするものでございます。以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

まず1番の管理職の状況なんですけど、2%というのは非常に低いなあという気がしますし、南知多独特の何かがあるのか。それから、今、安倍政権になってから、男女共同参画が非常に叫ばれるようになって、急速にふえている町もあると聞きますが、特別に何か、なかなか伸びないというか、女性の課長さんはまだいないと思うんですが、それは何かこの町の特徴があるんでしょうか。それとも、研修等に対しても余り行きたくないとかお聞きするんですが、どのような要因が考えられますか。

○議長（榎戸陵友君）

中川君。

○総務課長（中川昌一君）

今、議員のおっしゃられます、本町における2.0%は低いということですが、管理職になる相当職としましては、係長・主査級というのがあるわけですが、これにおきましては、毎年昇任資格試験というのを実施しておりまして、昨年度、26年度の昇任資格試験の対象者におきましては8人ございました。その8人のうち、7人が女性でございまして、これは何年か前から、資格になりますと勤続年数10年を超えた方ということで、7人おるわけですが、その全ての方がその試験を受けないということで、なかなか女性職員の意識といいますか、そういったことがあると考えられます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

先ほどの質問の中で、町独特のものが何かあるのかという御質問でございまして、53歳以上が今、課長職でございすけれども、そのうちの男女合わせますと30名がその年齢でございまして、そのうち28名が男性で、女性が2名ということで、部長以上で22名、全員男性でございすけれども、その背景につきましては、私どもの若いころには同僚の女性職員は結婚退職されておって、今、課長に上げる対象者が本町では少ないという結果と思っております。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

では、次の再質をさせていただきます。

次の研修の話なんですけど、先ほど部長さんもおっしゃってございましたように、職場の試験を受けなければ上に上がれないというのはわかっているんですけど、であれば、ちょっと自分が考えますのは、今までそういう女性に対して、過去になかなか教育的に、結婚したら家庭に入るのが当たり前みたいなところがありましたけど、今はそうではなくて、一生働きたいという女性もたくさん出ていると思うんですね。だから、できれば、町独

特ではないんですが、各企業は意外に職種によって、自分たちで研修のプログラムを考えたりして実行していますが、そういったようなことはいかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

女性職員限定とか、そういうものではございませんけれども、職員に対しましては自己申告書に受けたい研修名を書いてもらう制度、そういったことを設けておりまして、千葉県にある市町村アカデミー、滋賀県にある国際文化アカデミー、あと愛知県の自治研修所、その3カ所の1年間の研修名の一覧表をお示ししまして、自由に研修に参加していただく、そういった制度を設けておりますので、そういったことで自己申告書に自分が希望する研修名を書いていただければ、研修に参加させていける、そういう制度も今構築しておりますので、よろしく願いをいたします。

（8 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

ありがとうございました。

ぜひ、研修というのも大事ですが、やはり研修の癖みたいなもので、なかなか第一歩が踏み出せない現状ですが、例えば職員さんが土・日でもいいからその研修を受けに行こうと思っても、やはり距離的に、東京であったり名古屋であったり、大阪まで行ってということができないので、ぜひ町のほうで考えて、なさることを期待します。

次の勤続年数の件の再質をさせていただきます。

平均がちょっとわかりませんが、14年と言われた、それはすごく短くて、60であれば38年働ける人も、年数が短いと考えていますが、それはどうなんですか。

○議長（榎戸陵友君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

先ほど部長がお答えしましたのは、年度末の職員の勤続年数ということで、今議員のおっしゃられるのは退職者の勤務年数ということだと思いますので……。

（8 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

結局、退職のときにおれば38年働けます。でも20年とおっしゃったので、退職までいないということですよ。

○議長（榎戸陵友君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

退職した人の勤続年数ということで答えさせていただきますと、平成26年度におきましては、19名の方の退職がございました。そのうち、女性の方が8名ございまして、その方のうち3名が定年退職でございます。この内訳、年数を言いますと、42年の方、29年の方、24年の方というふうになっています。これは中途採用等がございますので、そういった年かと思えます。あと、自己都合ということでは5の方が退職されましたが、その方の年数で言いますと、39年勤務された方がお2人、2年5カ月がお1人、2年、1年という状況になっております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

変な話ですけど、やっぱり役場が南知多町の中では一番大きな企業と言え企業ですし、正社員がこんなにいるところはないので、女性が希望してどんどん能力を発揮して、そしてやっぱりバランスですかね。もちろん男性の決定権が多いということも言われているんですが、できれば女性も、育てると言ったらおかしいですけど、せつかくこういう社会になっても、田舎のほうはそういうことがないというふうに言われますので、今後もよろしくをお願いします。

では、6番につきまして、南知多町は男女共同参画基本計画がなくて、やっと25年に制定され、このように進んできましたが、なかなかまだ男女共同参画社会とかいうものが受け入れられないような感じもしますが、広報等でお知らせくださっているんですが、これからも継続してやっていただきたいですが、どうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

男女共同参画社会の啓発につきましては、広報等、いろいろな機会を通じてやらせていただいているところですが、議員のおっしゃられるとおり、まだまだ浸透されているという状況ではないと思っております。できる限りいろんな機会を通じて啓発、それから御理解していただくような内容を発信していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、質問事項3. 専決処分の法的根拠について、順に説明させていただきます。まず、御質問3の1、専決処分の法的根拠は何かについて答弁させていただきます。普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなど、町長による専決処分を行うものが地方自治法第179条第1項であります。

次に、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものが地方自治法第180条第1項であります。

次に、御質問3の2、専決処分が許されるのはどのような場合かについて答弁させていただきます。

地方自治法第179条第1項に4つ示されております。1つ目として、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、2つ目として、第113条ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないとき、3つ目として、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき、4つ目として、議会において議決すべき事件を議決しないときであります。

次に、御質問3の3、議会からの委任による場合の専決処分はどのようなものかについて答弁させていただきます。

まず、地方自治法第180条第1項の規定により、本町において町長の専決事項として指定されているのは、工事請負契約において、請負金額の100分の10以内の増減、増減

については500万円を限度といたしております、について請負契約変更の締結をすることとあります。

次に、本町において町長の専決処分事項として指定されているものは、1つ目として、1件50万円以下の事件に関し、町が当事者である和解をすること、2つ目として、1件50万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めることとあります。

これにつきましては、おおむね交通事故に対しての損害賠償の関係でございます。

次に、御質問3の4、これまで専決処分を行った事案には具体的にはどのようなものがあつたかについて答弁させていただきます。

平成26年中に議会において報告いたしました専決処分は、地方自治法第179条第1項によるものとして、町税条例など条例が3件、選挙費など一般会計補正予算が3件、第180条第1項によるものが、工事請負契約の変更で2件となっております。以上であります。

(8番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

(4)について御質問いたします。

この専決の例の中で、3月18日にもあつたような臨職さんの賃金に対しては、過去にありますでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

御質問の中で、専決処分の中で臨時職員の賃金について専決処分があつたかどうかということについてお答えいたします。

専決処分につきまして、平成26年度補正予算は3件行っておるんですが、その中で2件、選挙に関する専決処分がございました。選挙に関しましては、開票所での投票事務の関係で臨時職員を雇用する場合がございますので、選挙事務におきましては臨時職員の雇用について専決をした事例がございます。

(8番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

選挙のときは誰もが納得する専決だと思うんですね。今回のような、こういう形の選挙以外ではございませんということでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

調査した中では、選挙以外はございません。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

専決について、みんなからいろいろあったと思うんですが、自分もいろいろ調べたりなんかしてみると、専決って非常に重いと思うのは、例えば400万という私たちが3カ月で貯金ができる金額でもなく、そしていろんな人がこのお金を使おうとしたときに、非常に困難な、例えば1年ぐらい働いて400万ってたまるかどうかわからない、大きな数字だと思うんですが、専決は本当に重いし、それから町長さんも慎重かということを感じました。

今回の3月18日の専決は、ひょっとしたら違法ではないでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

今回の平成27年4月1日に行った専決の事例につきましては、地方自治法第179条第1項に規定があります普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとい判断をいたしまして、専決処分いたしました。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

○6番（山下節子君）

ただいま議長から、壇上での質問の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1番、子ども・子育て支援の拡充を。

国はさまざまな問題を残し、子ども・子育て支援制度、認定こども園改正法、児童福祉法改正法を含めた関連整備法を成立させ、市町村に新たに子ども・子育て支援事業計画を義務づけました。

南知多町においても、子ども・子育て支援事業計画、平成27年から平成31年度が作成されました。これまでの南知多町次世代育成支援行動計画では、前期・後期計画を通して、「みんなで輝かそう、子どもの笑顔」を基本理念に、みんなで子育てをしながら子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せを目指して、関連施設等の取り組みを進めてきています。事業計画は次世代育成支援計画の連続性と整合性を配慮しつつ、推進していくとなっています。全ての子どもたちが健やかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる地域社会の実現を目指し、協働、連携していきたいと思います。子ども・子育て支援事業計画をもとに、以下の質問をいたします。

1番、条例により、学童保育は小学校6年生までとなっています。うみっこクラブでは小学校4年生から6年生までの対応はどのようになっていますか。

2番、師崎、大井、豊浜小学校の子どもはどのように対応していますか。

3番、事業計画では2カ所となっていますが、どこを予定していますか。ニーズをどのように把握していますか。

4番、子供の人数がふえた場合、土曜日、長期休暇の体制づくりはどのように対応していますか。

5番、今後の方向性として、地域の特性、ニーズを考慮して、実施場所は数年維持するが、今後学校の余裕教室を活用し、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るということですが、具体的に示してください。

6番、職員の研修はどのようになっていますか。また、今後の対策として、職員の増員が必要かと思われませんが、どのように対応しますか。

7番、ファミリーサポートセンター（就学児童のみ）に育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子供を自宅で預かる相互援助活動組織は、平成27年度は利用したいと答えた人が240人、1カ所となっているが、認定された組織は現在ありますか。

8番、病児保育事業子育て援助活動支援事業については、平成27年度利用料の見込み329人になっていますが、医療機関などの受け入れ体制は万全ですか。

9番、子ども医療費助成は13歳から18歳まで半額補助されていますが、美浜町、武豊町では中学校を卒業するまで無料化されています。13歳から18歳までの完全無料化と窓口支払い無料化をできないか。

次に、知の拠点構想計画について。

本年3月18日の議員に対する説明会で、知の拠点構想計画は寄附金の原資で臨時職員を雇用、調査・研究をし、当面1年間かけて地方独立法人を立ち上げる。また、防災・減災等をテーマに研究機関の設立を目指し、将来的には大学構想への発展も視野に入れて検討していく。職員については、4月1日から4カ月間、臨時職員として雇用、6月議会で雇用の条例をつくり、その後は任期つき職員とする考えであった。そのため、4カ月間は専決で臨時職員の雇用をお願いしたいということでした。

そこで、以下の質問をいたします。

1番、知の拠点整備構想については、もっと早くから資料を提出するべきではなかったか。

2番、知の拠点整備構想で一番南知多町にとってメリットになることは何か。

3番、4月1日から臨時職員を雇用しています。どのような研究をされたか。

4番、3月18日に説明ができるのであれば、臨時議会を招集する期間があったのではないか。

5番、モンテ氏と交わした覚書はどんな内容か。

6番、今回の臨時職員の雇用、調査・研究に要した財源はどうなりますか。

以上です。再質問は自席にて行います。お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

それでは、大きい1番の子ども・子育て支援の拡充につきまして、一括して説明をさせていただきます。

御質問1の1、うみっこ児童クラブでは、小学生4年生から6年生までの対応はどのようになっていますかにつきまして答弁させていただきます。

南知多町公民館内海分館内にあります学童保育の施設名を「うみっこ児童クラブ」と

言います。このうみっこ児童クラブは、平成27年3月末までは、町内の小学校に在学する小学校の1年生から3年生までの児童を対象としておりましたが、平成27年4月1日から対象年齢を拡大しまして、小学校1年生から6年生までの児童を対象としております。

次の御質問1の2、師崎、大井、豊浜小学校の子供はどのように対応していますかにつきましての答弁でございます。

うみっこ児童クラブには、平成27年6月1日現在、豊浜小学校の児童2人が入会をしておりますが、師崎小学校及び大井小学校の児童はおりません。この豊浜小学校の児童2人につきましては、行きは自分で海っ子バスを利用して通っております。

次の御質問1の3、事業計画では2カ所となっているがの問いと、1の5、今後の方向性として、地域の特性、ニーズを考慮して実施場所は数年維持するが、今後学校の余裕教室を活用しという質問がございました。それを一括して、まとめて答弁させていただきます。

南知多町子ども・子育て支援事業計画では、放課後児童健全育成事業の施設数を平成28年以降は2カ所としておりますが、平成28年度に開設を計画する場所については、まだ決まっております。

ニーズの把握につきましては、6月1日から5日の間に、豊浜小学校、師崎小学校、大井小学校の1年生から3年生までの児童の保護者の方と、かるも保育所、師崎保育所、大井保育所の年中児及び年長児の保護者の方を対象といたしまして、放課後児童クラブに関するニーズ調査を実施しております。このニーズ調査の集計結果をもとに、教育委員会学校教育課や学校等と協議いたしまして検討してまいりたいと思います。

次の御質問1の4でございます。子供の人数がふえた場合、土曜日、長期休暇の体制づくりはどのように対応していますかについて答弁させていただきます。

うみっこ児童クラブの定員20名のところ、現在定員内でございます。土曜日につきましては、ことしの6月から試験的に開設する日を設けて行っております。また、長期休暇につきましては、夏休みに定員に満たない人数を募集しております。

御質問1の6、職員の研修はどのようになっていますか。また、今後の対策として職員の増員が必要かと思われるが、どのように対応しますかにつきまして答弁させていただきます。

愛知県が主催する放課後児童指導員研修等を受講して、必要な知識や技術の習得を行

うことにより、資質の向上を図っております。また、職員の増員につきましては、臨時職員を募集して対応したいと考えております。

御質問1の7、ファミリーサポートセンターについては平成27年度は240人、1カ所となっているが、認定された組織は現在ありますかについての答弁でございます。

町には、ファミリーサポートセンターの計画は現在ございません。町内に事務所を置いて、事業の一つとしてファミリーサポートセンター事業を行う特定非営利活動法人が愛知県より設立の認証を受けたと聞いております。

御質問1の8、病児保育事業子育て援助活動支援事業については、平成27年度利用量の見込み329人になっていますが、医療機関などの受け入れ体制は万全ですかについての答弁でございます。

町内での受け入れ医療機関はございません。他市町での医療機関の受け入れ状況などを把握し、情報提供を図っていきたいと考えております。

最後に、御質問1の9、13歳から18歳までの医療費の完全無料化と窓口支払いを無料化にできないかについて答弁させていただきます。

現在、本町の子ども医療費助成制度では、小学生以下の子供につきましては、通院・入院とも医療費の窓口無料化を実施しております。また、中学生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供の入院医療費の助成につきましては、医療機関で一旦医療保険自己負担額を支払っていただき、後日、その領収書を添えて町に申請していただくことにより、助成を受ける償還払いの方法で無料化を実施しております。

通院医療費の助成については、町と本人が半分ずつ負担するという考えのもと、医療保険自己負担額の2分の1の助成を償還払いで実施しておりますので、今のところ無料化は考えておりません。

次に、窓口支払いを無料化にできないかにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、中学生から18歳までの子供の通院医療費の助成を完全無料化することは考えておりませんので、窓口支払いの無料化についても考えておりません。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今年度から、4年生から6年生までということに拡大されているんですけども、4

年生から6年生までの要望などはありませんでしたか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

うみっこ児童クラブの関係で、それぞれ4年生から6年生の要望はなかったという形になっております。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

要望はなかったということですが、今後、夏休み以外、平日においても4年生から6年生の要望があった場合は、どのように考えていますか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

うみっこ児童クラブにつきましては、定員が決まっております。20名が定員ということで、今現在ですと16名の対応となっております。もし定員の余裕があれば、当然4年生から6年生につきましても、そういった児童に入会していただくことは可能でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

わかりました。

2番なんですけれども、師崎、大井小の子供なんですけれども、師崎小学校の子供が2名、うみっこクラブに入所していたという話を聞いているんですけれども、町はどのように対応されましたか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

ことし4月に、師崎小学校の兄弟でお2人、入会されたと聞いております。特にそのお子様たちは、形といたしましては、行きは海っ子バスを使われて、師崎から内海に行くという予定を聞いておりましたけれども、実際はほかの団体の方が送りをさせていただいたと聞いております。また、その師崎小学校のお子様2名につきましては、4月だけの入会ということで、5月からは入会をしておりません。また、長期、夏休みにつきましては、その2名の申し込みがありまして、一応条件に合うものですから、夏休みに入会をする予定でございます。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

先ほど、豊浜小学校の子供がバスで行きは通っているということをお聞きしたんですけれども、バス代はどのようになっていますでしょうか。

○議長(榎戸陵友君)

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長(渡辺三郎君)

豊浜小学校の子の2名が、実際にバスを使って内海まで来ております。バス代につきましては、平成27年度から片道だけ町が助成するという事で補助させていただいております。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

行きは補助をするという形になっているということで、子供の子育てに支援が広がっているのではないかなというふうには思っています。

3番、5番ですけれども、ニーズ調査の集計結果はいつごろわかりますか。

○議長(榎戸陵友君)

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長(渡辺三郎君)

アンケート調査を6月1日から3日にかけて行いまして、その回収をし、今現在、集

計をしておる作業中でございます。できましたら今月末ぐらいまでには、その集計を出したいと思っております。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

3つの保育所と、それから3つの小学校でニーズ調査を行っているということですが、28年度はその集計結果をもとに、どういった考えでもう1カ所というふうにお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

町といたしましては、子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から31年度の間の計画がございます。その中で、放課後児童健全育成事業につきましては、今現在、内海に1カ所あるわけですが、28年度からそれを2カ所にしたいということ、あとバランス的な部分、例えば今現在は内海ですので、できましたら豊浜北とか師崎方面のほうに1カ所設置をしたいということでございます。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

もう1カ所つくりたいということですが、やはり保護者の要望としては、各学校区に空き場所があれば、1カ所じゃなくて全箇所でもらいたいという要望があります。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

確かに、施設がたくさんあったほうが便利なわけでございます。また、学校等で余裕教室があつて、すぐに使えればいいんですけれども、なかなかそういった施設につきましても、いろんな管理の面で学校の施設を使うのが難しい場合もございます。そういっ

たことは、また今後検討をさせていただきますが、とりあえずニーズだとか、そういった要望を確認しながら、実際どこの施設が使えるのかを検討して、場所を決めていきたいという考えでございます。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

篠島、日間賀島の両島のニーズはどのように考えていますか。

○議長(榎戸陵友君)

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長(渡辺三郎君)

両島の関係につきましては、まだそこまで検討ができておりません。また、必要に応じて、そういった調査をしていかなければならないと思います。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

そのニーズを調査するときは、やはり町内どこへ行っても同じ条件であると思います。両島においてもしっかりとニーズの調査をしていただきたいと思います。

あと、4番のうみっこクラブですけれども、子供の定員20名を越した場合の対応はどのように考えてみえますか。

○議長(榎戸陵友君)

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長(渡辺三郎君)

今現在のうみっこ児童クラブにつきましては、定員20名と申し上げました。現在16名です。平日は入れるという形なんですけれども、例えば20名を上回った場合、それにつきましては入会基準というものを点数化いたしまして、そういった形で点数をつけまして、点数の必要性の高い人から入っていただくという工夫をしております。

例えば、小学校1年生ですと点数は若干高い、2年生はそれよりも低いとか、3年生はもう少し低いとか、そんなような点数と、また母子家庭、父子家庭につきましては若

千の配慮をした点数をつけておるとい形になります。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

この中で、山海や内海地区以外にもことしあたり、夏とか、そういうときに入所したいという要望も出てくると思うんですけども、そういった場合はどう考えているでしょうか。

○議長(榎戸陵友君)

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長(渡辺三郎君)

定員があくまでも20名でございますので、6月1日現在で16名の方がうみっこクラブに通ってみると。あと残り4名という形で募集をかけまして、応募がございました。内海小学校のほうと豊浜小学校、師崎小学校とございまして、先ほどの基準点数に基づきまして点数をつけて、4名の方を夏休みに入っていただくという手続をとっております。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

28年度から、目標では1カ所ふえるとなったときに、職員の募集が一番問題になってくると思います。常に職員を募集したり、集めることに大変苦慮されていると思うんですけども、職員についてはもっと早く、今から募集する必要があると思うんですけど、また職員についてどのような資格とかが必要か、あれば教えていただきたいんですけど。

○議長(榎戸陵友君)

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長(渡辺三郎君)

放課後児童クラブのうみっこ児童クラブが内海にございます。また、1カ所ふえれば、当然そういった形で指導者の方が不足するということになります。

今現在、指導者の登録をしていただいている方が16名ほどございます。さらに1カ所

ふえれば、もっとたくさんの方の指導登録が必要となるという部分ですけれども、資格につきましては、多くの場合、保育士の資格だとか、学校の先生の資格等を持ってみえる方もございますし、また学生、日本福祉大学の学生が、そういった形で登録をして、クラブのほうに入っていていただいて指導をするという形もございます。特に定まった、この資格を持っていないといけないというのはございませんけれども、またその中で研修を受けてもらうとか、そういった形で指導者の数を確保したいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

学童保育の要望については、声のない声、そういった要望もあります。やっているところがあれば本当は入れたいというふうに思っている親もいると思います。また、毎年のように私のところにも学童保育へ預けたいんだけどというふうな声も聞かれます。やはり一度にできないにしても、要望があればしっかりと来年度から実施できるように検討して、はっきりとやっていただきたいと思います。

7 番のファミリーサポートですけれども、ファミリーサポートについては町独自でやるのかどうか、お聞きします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

ファミリーサポートセンターの事業につきましては、現在のところ、町独自という考えは持ってございません。できたらNPO等があれば、そういったところをお願いをしたいと考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

先ほど認可されたNPO施設があるというふうに言われましたけど、そちらのほうに委託するということが今後考えられるということでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

新しくNPOができておりますけれども、そちらのほうに委託というか、お願いするというのも選択肢の一つかと思います。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

またこの辺についてもしっかりと推進していただきたいと思います。

町内の方々にいろいろお話を聞いたりすると、中学校、小学校のPTAの行事とか、そういうところに参加するとき預ける人がいない、預けるところがあったら地域の活動にも参加できるといったような声があって、このファミリーサポート、そういうような支援の仕方もあると思います。そういった声もまた取り上げて、取り入れていただきたいと思います。

8番の病児保育の受け入れ機関が町内はないということですが、やはり他の市町で病児保育の受け入れ機関はどのようになっていますか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

病児保育事業の関係でございます。

体調が悪いお子様を抱えながら仕事に行かなければならないということで、そういった子供を預かる施設という形になりますけれども、一般的には医療施設がそういった事業を行っておる場合が多うございます。

最も近い部分で行きますと、常滑のほうに民間の医療機関がそういった施設を設けてやってみえるということ。そこの施設につきましては、常滑市が委託をしておるという形になります。また、そこの施設自体、常滑の市民しか使えないのではなくて、余裕があれば市外の方も使えるというふうに聞いております。

あと把握しておりますのは、東浦町にもそのような施設があると聞いております。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

また、病児保育についても地域の要望がありますので、その辺もしっかりと考慮して取り組んでいただきたいと思います。

9番の子供の医療費のことですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、子ども医療費制度を上げて、24年の10月診療分から助成範囲が拡大されて、窓口の医療費が中学生から18歳まで半額拡充されています。実績として、平成25年度、26年度、それぞれの通院、入院の人数と件数、並びに助成額はどれぐらいあったかお聞きしてもいいでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

それでは、今の山下議員からの、子供の医療費の助成の拡充に伴う中学生及び高校生などの償還払いによる申請の人数、申請件数、助成額につきまして、平成25年度の通院分から順にお答えさせていただきます。

それでは、まず平成25年度の中学生、高校生などの通院分につきましては、申請人数1,086人、申請件数3,088件、助成額421万7,075円となっており、入院分は申請人数28人、申請件数37件、助成額147万5,700円となっております。

次に、平成26年度の通院分につきましては、申請人数1,078人、申請件数3,195件、助成額426万4,375円となっており、入院分は申請人数27人、申請件数27件、助成額115万6,413円となっております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今現在、償還払いの方法をとっている中学生、高校生など、18歳までの子供たちがいる人たちが通院や入院にかかったときに、償還払いという形になっているんですけれども、後で役場に申請に行かなければならないということになっているんですけれども、それがなかなか仕事の都合で行けないとか、煩わしいと言ったら失礼ですけれども、そういうことがあります。申請を忘れてしまうこともあります。そのあたりの改善はでき

ないのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

ただいまの償還払いの方法は、とても煩わしく、手間がかかるので改善できないかといった御質問についてお答えさせていただきます。

現在、中学生や高校生などが医療機関にかかり、窓口で支払った医療費の助成を受けるには、先ほど山下議員がおっしゃったように、医療機関の窓口で支払った医療保険自己負担額の明細がわかる領収書、子供の健康保険証、通帳など振り込み先口座のわかるもののほかに認め印などを持参し、役場にて申請をしていただくという償還払いといった方法をとっております。

こうした手続についての時間や手間に関しては、保護者の方には御不便をおかけしていることは承知しておりますが、この方法を改善するには、やはり医師会等の医療関係機関の協力や調整が必要となり、現実的にはかなり難しいものがあるものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

役場の業務時間内に申請に来られない人もいます。そういった場合は申請を諦めることがあると聞くんですけども、このあたりの対応についてはどのような方法が町としてはありますか。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

ただいまの、役場の業務時間内に償還払いの申請に来られないといった方に対する対応方法はどのようになっているかといった御質問についてお答えさせていただきます。

子ども医療費の助成を受けるには、先ほどお答えしました償還払いの方法により、役場住民課の窓口で手続を行っていただいておりますが、申請の窓口は役場本庁のみならず、両島を含めた町内4カ所のサービスセンターの窓口でも同様に行っておりますので、

お近くのサービスセンターを御利用いただければと思います。

なお、役場は午前8時30分から午後5時15分まで、またサービスセンターにおいては午前9時から午後4時までといった業務時間内に申請に来られない方には、郵送による申請もできますので、電話などにより役場住民課まで御相談いただければ御案内させていただきますので、どうかそのあたり、よろしく申し上げます。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

丁寧な説明、ありがとうございました。

最後に町長への要望と質問です。私たちの思いとしては、この町で子育てをしてよかった、そういった町にするために、そのためにも子供の医療費の無料化は18歳まで、ぜひ取り組んでいただきたいという気持ちがあります。でも、南知多町は13歳から18歳までは半額補助ということは、すごく先進的な取り組みをやっているというふうに思っています。これから、私の要望としては18歳まで完全無料化です。でも、美浜町や武豊町では25年度だったと思いますけれども、中学生までの完全無料化が実施されています。また、13歳から中学生の間は、その場合も窓口の支払いはただだということになっているんですけれども、南知多町ではまだ13歳から15歳のうちは半額払いとなっています。

段階的に考えて、18歳まで本当は無料にしていきたいけど、15歳までの完全無料化については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

医療費の無料化につきましての最終的な目標は、山下議員と同じだと思いますが、現在我々南知多町におきましては、入院は高校生までが無料化でございます。これは、県内54市町村のうち、本町を含めて7市町村の中に入っております。通院につきましては、今おっしゃるとおり2分の1でございますが、それを中学校までをまず無料化にして、償還払いということはお考えかという御質問だと思います。

確かに、償還払いにつきましては、皆様に、今住民課長が答弁したように、煩わしい

部分があつて、大変な御苦勞をかけているということは承知しておりますけれども、現在、例えば2分の1を3分の2にするように進化させるのか、今御指摘のありましたように中学校だけまず先にやるのか。それも含めて、そういう段階になっていきたいというのはやまやまでございますが、今説明したように、私どもの町の扶助費が増加傾向にございます。そのような中で、財源等考えながら、少しでもとは思っておりますが、今のところ町民の皆様方に少し我慢していただく時間が必要かなと思っております。

つけ加えまして、できる限り償還払いがしやすいように工夫していくということに関しましては、職員とともに協議していきたいと考えております。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ぜひお願いいたします。

次をお願いします。大きい2番をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、山下議員からの大きな2つ目の御質問、知の拠点構想計画についてという御質問について答弁させていただきます。

まず、御質問2の1、この構想の資料をもっと早く提出すべきではなかったかについて答弁させていただきます。

モンテ・カセム氏から提案のあったこの構想につきましては、その全体像を把握すること、その構想を実現するために示された手法について、我々が課題が明らかになってきたというのを把握することが27年3月になってしまいました。資料提供が遅くなってしまうことにつきましては、また十分な説明ができなかったことにつきましては、おわび申し上げる次第でございます。

次に、御質問2の2、この構想で本町にとっての一番のメリットは何かについて答弁させていただきます。

国際大学を核とした知の拠点構想のもたらすメリットとして、大きく3つの効果を期待しております。

1つは人口減少の克服でございます。

2つ目には、研究所や大学を核とした新産業や企業の進出による経済効果と町の活性化でございます。

そして、3つ目は防災・減災技術の研究による安全・安心のまちづくりの推進でございます。

そのほかにも、この構想につきましては幅広い効果を可能性として秘めていると考えております。その可能性を引き出すことができれば、さらに大きな効果を生み出すことも可能だと捉えております。

次に、御質問2の3、臨時職員の研究内容は何かについて答弁させていただきます。

2カ月余りの期間で、町の現状と課題の把握、カセム氏の構想を理解し、期待する効果とあわせて、国際大学の町民生活に与える影響や対策、行政に求められる役割や課題を整理した上で、想定されております手法の基本的な手続、法的制度的根拠などの検討資料を収集、作成していただきました。

次に、御質問2の4、臨時議会を招集する期間があったのではないかについて答弁させていただきます。

補正予算は、この構想を調査・研究するに当たり、臨時職員の雇用が主なものでございます。3月18日に2名の雇用をしたいと説明させていただいた中で、臨時職員の人選や処遇の確定をするに当たり、3月末でないと予算額の確定ができなかったことがございます。補正予算案の算定に当たりまして、提案者側との折衝や査定、任用審査などの手続の日程を考慮して時間的な余裕がないと判断し、専決処分とすることをお願いしたものでございます。

次に、御質問2の5、モンテ・カセム氏と交わした覚書はどんな内容かについて答弁させていただきます。

平成26年9月12日にモンテ・カセム氏と「愛知未来大学」招致の構想を南知多で取り組むことのあかしとして、覚書を交わしております。互いに誠意を持って取り組みたいという姿勢をあらわしたものでございます。

次に、御質問2の6は、臨時職員の雇用、調査・研究に要した財源はどうかとの御質問でございます。

知の拠点構想の検討のほか、町の活性化のために寄附を申し出られた企業があり、6月12日に寄附採納をお受けしました。4月以降の臨時職員の雇用に係る費用など、実際

に支出した額を上回る200万円の寄附となっております。以上で説明を終わります。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今、覚書のことについて、ちょっと説明したいんですけども、覚書の内容をここで読んでいただけますか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、覚書の内容につきまして、朗読させていただきます。

仮称「愛知未来大学」招致を実現するために、Monte KASSIIM（モンテ・カセム）と南知多町長 石黒和彦は、双方ともに誠意を持って取り組むことを確約し、ここに署名・捺印することとする。平成26年9月12日。この日付で両者が署名、捺印しております。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

その覚書というのは、法的な拘束力についてはどうなりますか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

今回交わしました覚書につきましては、双方が誠意を示すものとして交わしたものでございます。今回の覚書の内容について、法的な拘束力があるとは考えておりません。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

この覚書を交わすときに、町長だけで行ったのか、ほかに職員がいたのか、その辺の

ところを明確に答えていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

昨年9月12日、町長室の横にあります応接室に、当時の部長以上が全員集まっていたしまして、教育長を交え、モンテ氏とここで検討するよというあかしの覚書を交わしました。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

私たちが最初に、3月18日に専決をお願いしますという報告を受けたときに、その内容については覚書をしたということは、日程の中には記載されていなかったんです。それはなぜ記載されていなかったのか、お聞きします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

3月18日の説明につきましては、その経過の中に覚書の内容については説明が書いておりませんでした。この構想に取り組むに当たりまして、皆様方に3月の段階で説明できる内容についての構想の概要と、それから臨時職員の雇用について専決でお願いしたいとお願いをしたものでございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これまでの町のこの構想に対して、やはり町がいかに説明不足があったかということはずごく痛感しています。私は3月18日の時点では、4月から7月までの4カ月間、臨時職員の採用、専決をお願いしたいということで、その場で承諾しました。専決処分が本当によかったのかということになって、後で沸々と自分の中で考えるに至ったんですけれども、もう1つ、この知の構想について、私もいろんなところで声を聞いてみまし

た。九州の別府市の方の意見を聞いたら、産業効果がある、まちづくりも参加している、いろんな意味でいい影響を地域の人と与え合っている、本当に学生が、この大学が来てくれてよかった。これはモンテさんのかかわった大学なんですけれども、そういった声が聞かれていました。

沖縄のほうでは、ノーベル賞候補のような人たちを育てるところだから、余り経済効果もないし、余り住民には雇用もない、メリットもないというふうな声も聞かれています。でも、4月24日にモンテさんのお話し会があって、お聞きしたんですけれども、この南知多町に合った、そういった構想を考えているというふうなところでは、私たちもすごく理解できるものがありました。この構想については、本当に地方独立行政法人を今立ち上げるかどうか、そういうところもまだ町としては決まっていない段階。全てこれから先、議決に委ねられる問題であるというふうに把握しています。

私のほうも、やはりこういったことが地域の活性化につながるなら、もっと町は堂々と、これから先もこの問題を提起していくべきではないかなというふうな思いもあります。

今回は解雇するというふうな結果になったんですけれども、少し残念な結果になったのではないかなというふうに思っていますけど、町として、今は中断されました。これから先はどのような方向で今考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

今、山下議員がおっしゃられました知の構想に対するモンテ・カセム氏からの説明を、この年明けから聞いてきたわけですが、カセム氏につきましては、この地域に受け入れられる大学でないといけないという思いを強く言っておられます。町のほうも、この国際大学を核とした将来の姿をどのように描けるかということで、今、調査・研究を始めたいという段階でございます。

この構想につきまして、寄附の受け入れによって、この構想の調査・研究を始めたいと説明させていただいた中で、慎重な御意見、いろいろな御意見をいただきました。町としましても、この構想については進めるかどうか、今、提案者側と、こちらの町のほうとしては議員の皆様と双方が持ち帰って、この構想をどう進めるかを検討している段階とっております。

町としては、議員の皆様や町民の皆様にいろいろお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今さまざまな問題があると思います。でも、一番大事なことは、こういった問題も含めてですけれども、地域の問題、それは住民が主人公だと思います。この問題を議会のみならず、全町民の方がわかっているように、そういった努力もしていただきたい。今後、私たちの町にとって、そのことがいいことなのか、悪いことなのか、町民にとって有益なのかという観点で、この構想案がしっかりとこれから先を考えて、行ってもらえるとうれしく思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で、山下節子君の一般質問を終了いたします。

次に、1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長より、壇上での一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立って、皆さんのお手元の配付物に訂正がありますので、申しわけありませんが申し上げます。

1ページ下段の4番の後半、「今後補助を減らし」というところが、補助ではなくて「町の支出」になります。それから、2ページ目、ちょうど真ん中の「また、空き家の地域活性化」の最後の部分、町名が出てきます。長野「上条村」ではなくて、「下条村」でした。それから、めくっていただきまして、ナンバー5の最初の7番と書いた番号が6番の誤りでした。以上、よろしく願いいたします。

1番、海っ子バスは、国に頼らない、住民参加の貴重な成果。

町長は、この4年間、人口減ストップを最重要課題として行政をリードしてきました。最大の成果は、海っ子バスと空き家バンク制度であると考えます。私は、人口減少が始まったのは、田舎を都市化したからであり、数を問題にするより、田舎を取り戻す取り

組みだと考えます。

そこで、田舎を取り戻す町独自の住民参加の町づくりという観点から、まず海っ子バスについて、以下の質問をいたします。

1. 前記の2つの成果は、南知多らしい町づくりの結果から生まれたと考えます。その要因は何だと考えますか。

2. 海っ子バスでは、行政が全てやるのではなく、住民集会、住民アンケートなど、住民の意見が反映され、成果が出たと考えられるが、住民が行政に参加することをどう評価していますか。

3番、住民参加の中でも、内海のきずなの会の自主的参加の仕方は、他の地区の参考になると考えるので、町全体に広める価値があると思うが、どうか。

4番、バス利用売り上げと町の補助で継続できているが、町の支出を減らし、自主運営への見通しをどう考えますか。

5番、自主運営の大きな力になる観光との連携は、地域めぐりパンフがあるが、もっと生かすには、地域めぐりでも各地区の住民集会の主要課題とし、地域を歩く、体験する、食事をする、買い物をする、交流するなどを各地域で考えてはどうか。

2番、空き家バンク制度も区会中心の住民参加で地域活性化の原動力に。

次に、空き家バンク制度について、都会の人が南知多に移住したいという要望が空き家バンク制度の発端だと思いますが、ふえた空き家を都会の人に貸すという意識は住民の中に大変少ないと思います。

また、3月議会において、町は私の質問に、各地区のまちづくり協議会等で移住者の定住化のため、相談員を置きたいと答えましたが、これは大変重要で、役割を単なる相談にとどめずに、区長会で各地区ごとに検討してもらうことが今後大きな力になると考える。

また、空き家の地域活性化の方向として、ある村、長野県下条村では、都会から車で30から40分圏内の村という特殊性を生かし、家賃を都会の半分以上に抑え、空き家家賃を設定したり、新しいアパートも同様に設定し、子育てのしやすい村に住んで、都会に仕事で通う方式で人口を確保しています。

そこで、区会中心の相談員から始まり、住民参加で地域活性化の原動力を考える観点から、以下の質問をします。

1. 住民が空き家登録をしない原因は何だと考え、どのような対策が考えられますか。

2. 既に空き家を借り、移住している方は、さまざまな使い方をしていきます。実態を教えてください。

なお、その中には、古民家を生かして地域にも貢献している方がいますが、各地区で情報を共有し、町づくりに生かせると考えますが、どうですか。

3. ことしから各地区で相談員を置くはずですが、役割を役場が決めないで、貸すほう、借りるほうの相互理解だけでなく、各地区の課題や町づくりの協力者にもなってもらえるよう、各地区の住民の創意工夫に任せることを検討できませんか。

4. 子育てのしやすい南知多に住んで、都会に仕事で通う方式を取り入れるため、大家との間で都会の半分で家賃協定を結び、定住と仕事で活性化ができますが、いかがですか。

3番、町独自の住民参加の事業政策こそ、町を生かせる。

国や県の莫大な費用の補助で整備した国営パイロット事業・県圃場整備事業後、20年たっている。安定した収入と後継者づくりの農業が実現できるという夢は、今実現していますか。また、農業の付加価値である村の景観や自然環境は守られていますか。

農村に隣接した初神、乙方、大井、片名の広大な田んぼが草ぼうぼうの荒地のまま、今の子どもたちが大人になったとき、この町には美しい田んぼがあり、そこには蛍が飛び交い、田んぼや川でカエルやメダカやドジョウやウナギが生息したことを自分の子供に伝えることができるだろうか。この問題は、大人の責任として真剣に考えないと取り返しがつかないところに来ている。

私が調査した範囲では、経営がうまくいっている農家の特徴には3つあります。

1つは大規模農家で、同じ作物を大量につくり、企業と加工品も含め契約しているところ。第2は、30年以上続く有機農家で、50から80種類の有機野菜をつくり、都会の消費者や生協や飲食店と契約しているところ。第3は、小規模農家で30種類以上の野菜をつくり、産直に出し、消費者から高く評価を受けたところ。

共通しているのは、消費者から南知多の農産物は品質も味もよいという高い評価を得て継続されていることです。

3月議会では、中山間地農業は補助対象外だから、地主に任せるようという返答でした。ところが、そのような中山間地で国の補助に頼らずに事業を成功させている村が、長野県栄村です。1,403枚の里山の田を、村の事業で3枚の水田を1枚にまとめ、土を入れかえ、機械の入る田に改良し、おいしいお米の産地を生かし、増産に成功。531農

家が米農家を継続しています。村と農家が半分負担で、農家負担は25アールで13万6,500円、無利子融資も組み、年間負担が数万円です。

そこで、森や川や田んぼと海のいそいで遊べる田舎と継続できる農家を取り戻すためにこそ、住民参加でみんなでつくる田舎を目指す観点から、以下の質問をします。

1. 後継者のある農家の収入はいかほどで、なぜ後継者がつくれたのか。

2. すぐれた農家があるのに、町の農業政策に反映できていない。反映させれば農家も誇りを持って、南知多の農業の顔としてリーダーになってもらえ、若者から農業が見直されるがどうか。

3. 町の農産物は高く評価されている。農産物のブランド化は町の6次総合計画にも重要課題になっている。すぐに取り組めば、農家は南知多産として誇りを持ち、後継者づくりにも役に立つがどうか。

4. 初神、乙方、大井、片名、内海地区の放置された田んぼは、およそ何枚あるか。

5. 農家と町で里山田んぼを3枚を1枚にし、機会の入る田んぼ、田直し事業は前記のように実現可能だ。この事業は、役立たずと放置された田んぼがよみがえるだけでなく、子供たちへの最大の遺産づくりになり、若い人の自慢になるがどうか。

6. 里山の米の品質は非常によく、農協と提携し、南知多産米として米農家を支援できれば、地元の需要もふえ、荒れた田んぼが継続できる農家に発展できる見通しもできるがどうか。

大きな4. 津波対策は住民参加でないと命が守れない。

国や県の防潮堤工事や避難場所指定工事は地域の実態に合いません。多くの町民や観光客からは、山海地区の防潮堤は観光地を無視している、景観は日常生活に必要であり、それよりか逃げ道が欲しい。

また、私の地域の10名のお年寄りの方から、町指定の第1次避難所までは老人では無理、すぐに裏山があり、そこに逃げ道があるとありがたい。これからわかることは、もっと住民同士の話し合いです。

そこで、住民がみずから求める防災という観点から、質問を行います。

1. 避難路の自主整備に対して、補助金が予算に計上されているが、住民や自主防災会などに対する説明が不足しているように感じる。実際はどのように申請したらよいかわからず、補助金の活用につながっていないと思うので、対象となる事業や申請の方法を明確化し、住民に対して提示することはできないか。

2. 裏山などの第1次避難所から遠いところの近くでも、4階建てのビルなど、高い建物があるので、ビルの所有者と町が協定を結んで、避難場所として検討できるか。

3. 各地区の自主防災組織には、地域全体で取り組んでいるところや区の役員などの一部の方で活動しているところもある。他地区の取り組みを参考にすることで、より効率的に防災意識の向上につながる部分もあると思うが、町がその橋渡しの役割を行うことはできないか。

以上です。再質問については自席に戻って行きます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 11時45分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、石黒議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

最初の御質問、海っ子バスは国に頼らない、住民参加の貴重な成果について答弁させていただきます。

まず最初の御質問、人口減ストップの成果としての一つとして取り上げていただきました海っ子バスの成果の要因でございますが、海っ子バスにつきましては、地域公共交通総合連携計画において、町民が安心して暮らすことができる公共交通を町民と行政の協働の取り組みによって実現するという基本理念のもと、住民の意見を取り入れながら事業を実施してきたことが成果としての要因ではないかと考えます。

次に、御質問1の2、住民が行政に参加することをどう評価するかということでございます。

海っ子バスのみでなく、行政が事業を進めていく上では、全ての事業において住民の意見をお聞きすることが必要だと考えております。

行政と住民がお互いにまちづくりの主体となって、住民みずからまちづくりを考え、それぞれの責任と役割分担に基づいて事業を進めていくべきだと考えております。

次に、御質問1の3、内海・山海まちづくり協議会「きずなの会」の自主的参加の仕方を町全体に広める価値があると思うがどうかについて、御答弁させていただきます。

内海・山海まちづくり協議会「きずなの会」におきましては、小学生を対象にしたバスの体験ツアーやバス停のベンチの作製など、多岐にわたって海っ子バスの利用促進に向けた活動を行っていただいております。この活動に関しましては、町まちづくり協議会の会議において、各地域まちづくり協議会に対して事業内容の報告をしていただいております。これを受けまして、日間賀島のまちづくり協議会におきましては、「きずなの会」に御協力を得ながら、昨年度に小学生を対象にしたバス体験ツアーを実施していただいております。なお、今年度も実施するという予定となっております。

今後まちづくり協議会において、各地域まちづくり協議会が実施していただく海っ子バスの利用促進事業を報告していただきたいと考えております。また、南知多町と各地域まちづくり協議会が連携しながら、海っ子バスの利用者増に向けた事業が行えるよう検討をしていただきたいと考えております。

次に、御質問1の4、バスの利用売り上げと町の補助で継続できているが、今後町の支出を減らし、自主運営の見通しはどうかの御質問でございます。

海っ子バスの運営主体につきましては南知多町でございますので、海っ子バスの運行に関して、町の補助金というものはございません。町が運営主体となっておりますので、欠損額につきましては、国からの補助金をいただいているのが現状でございます。今後も欠損額につきましては、国の補助をいただきながら運行していきたいと考えております。

なお、少しでも町からの持ち出しが少なくなるように、今後も利用促進に向けた事業を行っていききたいと考えております。

次に、御質問1の5、海っ子バスと観光との連携でございますが、現在、南知多町観光協会と協議を重ねながら、利用促進に向けた検討をしております。当然、各地域で開催されます海っ子バスを考える会におきましても、観光との連携をどうしていったらいいのかという御意見を伺っております。今後も観光協会のみでなく、住民の皆さんの意見も取り入れながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

ありがとうございました。

住民がどのように参加し、成果を上げていったのかということがよくわかりました。

この中で、まちづくり協議会というのが、1つ今後大変大きな要素を占めると思いますが、すけれども、日間賀島で実施されたようなことがほかのまちづくり協議会でどのように広まるかということが大変価値が上がってくると思えますけど、まちづくり協議会での利用促進事業のあり方はどのようになっていますか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

まちづくり協議会の利用の促進の関係でございますが、以前、きずなの会さんにおきましては、海っ子バスのお宝発見ツアーとか、先ほど答弁もさせていただきましたが、バス停のベンチの設置、屋根、先っぽツアーとか出発式などを行っていただいております。

お宝発見ツアーに関しましては、各地域のほかのまちづくり協議会の協力も得まして実施しておりますもので、これからもほかの協議会もあわせて一緒にやっていきたいと考えております。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

各地区の取り組みが徐々に進む中で、町としては、やはりこの地区ではこういう取り組みがあった、そして、これは大変大きな取り組みとして広めたいというような広報活動についてはどのように考えていますか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

広報活動についてでございますが、先ほども答弁させていただきました協議会の事業に関しましては、町全体のまちづくり協議会がございます。そちらのほうで、当然皆さんに報告していただいております。観光等につきましては広報などに掲載しまして、住民

の皆さんにお知らせしていきたいと考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

まちづくり協議会は、やはり一部の代表の方の集まりであって、住民全体というのは広報とかホームページが大変大きいと思います。そして、さらにもう1つは、ほかのまちに住んでおられる方が、このまちがどんなまちかということ調べるのにホームページを大体使っています。そのホームページを見て、このまちはどんなまちかということ判断していただいて、そして空き家バンクとか、あるいは現地に来て、いろいろこのまちのことを散策している方がたくさんいます。そういうような意味でホームページ等は作成されているのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

ホームページの作成の件につきまして答弁させていただきます。

ホームページにつきましては、海っ子バスということで町のホームページに掲載させていただいておりますので、一度ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

このホームページ関係は、大変他の人たちがこの町を評価する一つのものになっていますので、ぜひ今後とも充実していただきたいと思います。

それから、利用促進の中でも、観光の面で、観光協会が地域めぐりパンフというのを各地区に配っていただきました。ただし、その内容は大変配慮された内容になっていますけど、それが配られたからといって、各地域で、例えばどこのバス停でおりて、どこへ行けますかとか、それからその行き先ではどのようなことがあるかとか、さまざまなことが、その地域の住民が関連しているのかどうかをちょっと質問したいと思います。

要するに、地域めぐりパンフができましたけど、この各地域めぐりについてのバス停

へおりたとき、いろいろな飲食店、それから歩いて回るような場所がありますが、それは各地域の人たちが全員熟知の上でのパンフになっているのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

このパンフレットの関係でございますが、町としまして、地域振興課のほうでは、海っ子バスで行くお出かけバスマップというのをつくらせていただいております。それにつきましては、やはりバス停からどのぐらいかかるとか、そういう部分を掲載させていただいております。

議員の言われる地域でという部分でございますが、観光協会さんが独自でつくられている地域めぐりのマップじゃないかと思っております。それならば、当然地域の観光協会さんも、地域の住民の意見を聞きながら作成されていると思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

今、お話が出ましたお出かけマップと地域めぐりパンフは、全然別の扱いだと考えてよろしいんですか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

実際は別の考えで結構かと思えます。ただし、内容的には、やはりうちのお出かけバスマップにつきましても、観光施設等の御紹介をしておりますので、紹介しているところは一緒のところがあると思っております。以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

お出かけマップで、まず質問させていただきます。

肝心なことは、先ほど来から、住民が参加するということがとても大事になってくると思います。このお出かけマップでも、実際に利用する方がそこを利用できるように、例えばある場所を尋ねたときに、その場所の関係者等が熟知しておられて、そしてそれを利用された方にいろいろな交流ができるような体制はできているのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

掲載している場所につきましては、当然掲載した場所の関係者とはお話しさせていただいて掲載させていただいております。内容につきましては、そちらのほうでは当然、いろいろ御案内していただけたらと思っております。以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

それでは、新しく利用促進事業として、地域めぐりパンフ及びお出かけマップ等ができて、その効果とか、どのような成果が上がっているとか、具体的なことがありましたら教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

実際の効果ということでございますが、当然、乗車人員につきましては、9 万人から1 万1,000人ということで、約 2 万人の増加をしております。ただ、売り上げに関しましては、大体年間200万ぐらいの増加になっております。現在、1 年間のバスの売り上げが2,300万ということになっておりますので、それだけの効果が出ているかなと考えております。以上でございます。

○1 番（石黒正重君）

ありがとうございました。

2 番目の空き家バンクのほうに進んでください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、2つ目の空き家バンク制度も区会中心の住民参加で地域活性化の原動力について答弁させていただきます。

まず最初の御質問、住民が空き家登録をしない原因とその対策についてでございますが、空き家登録をしない原因につきましては、所有者の事情があり、空き家となっても、お正月やお盆に帰省する場合や、仏壇などが置いてあり貸せない、他人には貸したくないというお話をお聞きしております。

対策につきましては、現在、空き家の所有者に対しましては、町公式ホームページや町広報紙、また固定資産税の納税通知書へのチラシの同封により、登録をお願いしております。

今後も物件登録件数をふやすために、引き続き空き家バンク制度の周知を図ってまいります。

次に、御質問2の2、利用者の空き家の活用情報を共有して、まちづくりに生かしてはどうかという御提案ですが、空き家バンクを利用して移住した方の空き家の使い方については、一般の居宅としての利用がほとんどですが、中にはゲストハウスや喫茶店を開業した方、接骨院として利用を考えている方もお見えになります。

空き家バンクは、空き家等の有効活用と定住促進により、地域の活性化を図ることを目的とした制度でございます。先ほど説明させていただきましたが、空き家は居住としての利用がほとんどでございます。移住された方には、一日も早く新しい生活に慣れていただき、地域に溶け込んでいただくことが重要と考えております。

そのためにも、各地域にはまちづくり協議会が設置されておりますので、南知多町と地域のまちづくり協議会が連携しながら、居住者に対して情報の提供やまちづくりへの参画をお願いしていきたいと考えております。

次に、御質問2の3、空き家バンク相談員の設置について、役割を役場が決めないで、各地区の住民の創意工夫に任せたらどうかということでございますが、空き家バンク相談員につきましては平成27年4月1日に設置したところです。相談員には、地域の住民活動や課題解決に向けた取り組みを積極的に行っている各地域のまちづくり協議会の皆さんに御協力をいただき、協議会の方々が相談員として活動していただけることになりました。また、本年4月に開催されました区長全体会議の場において、区長の皆様にも空き家バンク制度の説明を行い、御協力をお願いしております。

相談員に関しましては、決して役割を決めているわけではなく、空き家バンクを御利用される方が地域になじむような環境をつくるため、その一翼を担っていただいているものでございます。

各地域の実情に応じて、町へ移住を希望されている方や移住後の生活に不安を抱かれているような方に対して、心配事の相談やまちづくりへの参加依頼など、それぞれの立場で活動していただきたいと考えております。

次に、御質問2の4、子育てのしやすい南知多に住んで、都会に仕事で通う方式を取り入れるため、大家との間で都会の半分で家賃協定を結び、定住と仕事で活性化ができるがいかかという御質問です。

現在、空き家の家賃につきましては、建物の大きさや建築年数、管理状態によって、所有者が希望額を設定しております。

空き家に関しましては、個人の所有財産となりますので、町が家賃を決定するということは現在も行っておりませんし、考えてもおりません。

御質問のありました所有者と町で都会の半分で家賃協定に関しましては、今のところ締結する考えはございません。以上で答弁を終わります。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

最初に、1 番のところでの空き家の数が多い割には登録者が少ないという問題についてですけど、これは町のほうで、先ほどその住まわれている方のいろんな原因をおっしゃっていただきましたけれども、それも一つの原因だと思いますけれども、積極的な意味でそういうものを解決してくれるための方策は何か考えていますか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

空き家は、先ほど申し上げましたように、やっぱり古い物件が多くて、大規模な改修が必要な物件も少なくありません。所有者としては、費用をかけずに現状でお貸ししたいという方がほとんどでございます。やはり登録をたくさんしていただくという格好でございますと、個別の訪問とか、そういうことも考えられると思います。また、個別訪

問するに当たりましては、いろんな、その方にやっていただくとか、まちづくり協議会のほうは今度、相談員ができました。そちらの方とも御相談しまして、そういう部分でちょっと検討していきたいと。すぐにやるというわけでもありませんが、検討して、そちらのほうの空き家の把握に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

それとも関連してくるんですけれども、先ほど相談員の件で、まちづくり協議会、あるいは区長会等で皆さんにお話が進められて、相談員が決められましたというお話でしたけど、全てのまちづくり協議会で相談員が決まったのかどうか、お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

空き家バンクの相談員でございます。各地域のまちづくり協議会の皆さんに御協力をいただきまして、協議会の方が相談員として活動していただけることになりました。

相談員としましては、全てのまちづくり協議会でございます。内海・山海まちづくり協議会「きずなの会」さんから5名、あとほかの6協議会がございます。そちらのほうから各2名の計17名でございます。なお、この17名のみでなく、各協議会の委員の皆様にも御協力をいただくこととなっております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

そうしますと、一つの流れですけれども、希望者が出たときには、各地区の相談員の方は名前が公表されていると思いますけど、その公表された方との相談が大事なことになってくるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

当然、相談員の方を交えて、移住者に意見を聞きたいと考えております。

先日でございますけれども、長野県のほうから、やはりこちらのほうにお見えになった方がおります。こちらに関しましては、山海の物件でございましたが、内海・山海まちづくり協議会の「きずなの会」さんの相談員の方に立ち会っていただきまして、相談に応じていただいたという経過がございます。移住希望者の方に関しましては、やはり南知多のことについて何もわからないことなので、こういった相談できる方が見えるととてもありがたい、また相談に乗っていただきたいというお声をお聞きしております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

そういう流れで、今後進めていっていただければ、希望される方がどこへどうやっへ行けばいいかということが大変よくわかって、ありがたいと思います。

それに関してですけれども、もう1つ大事なことは、相談員及び各地区のほうで共有をしておいたほうがいいような問題として、私は2番を取り上げました。それは、各地区での情報を共有するということですね。それは空き家が地元の人が考える利用方法と大変違います。特に目的意識を持ってこられた方は、大変古い民家、築70年、80年という古い民家を生かしている方が大変多くございます。この人たちの利用の仕方は多岐にわたっていますけれども、そういう利用仕方について町民にも共有していただくには、こんな利用の仕方をされていて大変町のために役に立っているとか、あるいは観光客が大変そのことで役に立ったとか、そういうようなことをぜひまとめていただいて、やっぱり町全体に広めていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

やはりいろんな方がございます。こちらで民宿を経営されたり、答弁にあります接骨院をされたりというのもございます。実際、まちづくり協議会の中では、こんなことをやっていますよというお話をさせていただいております。ただ、皆さんに周知ということになりますと、やはり入っていただいた方たちの了解を得ながらやっっていくかざるを得

ないのかなと思っております。そういうことで、了解を得られれば、そういう格好も皆さんに御紹介できるかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

4 番ですけれども、この家賃協定というのは、私も不動産屋さんのほうにお聞きしましたけど、これは町が決めることであれば特に差し支えないと。そのためには、やっぱり町の目的があって、定住と結びつく、そういうつながりがあれば問題はないとお聞きしています。今後、やっぱりこの地域の特殊性を生かして、ここから半田地域までは約 40 分間です。半島道路を使えば 20 分で行けます。そういう特殊性を生かせば、もっともこの地域に住まわれて、仕事はほかでもできる。そういうことも今後視野に入れて、定住を広めていくことができれば、大変大きな成果につながると思いますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

地域振興課長、鈴木君。

○地域振興課長（鈴木良一君）

御質問の関係でございますが、先ほど部長のほうより答弁させていただきました。やはり個人の所有財産となります。当然、議員さんのおっしゃっているのは十分御理解させていただきますが、やはり町が家賃を決定することになりますとトラブルの原因にもなりかねません。例えば、町が家賃を決定して借りていただいて、その後、また新しく借りる方がそれ以上に高く借りただとかいうことになりますと、トラブルが生じかねませんので、現在のところは、やはり所有者の方に家賃を決定していただいているという状況でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○1 番（石黒正重君）

次の 3 番に進んでください。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、大きい 3 番で、町独自の住民参加の事業政策こそ町を生きせるについて、

順に答弁させていただきます。

まず、御質問3の1、後継者のある農家収入はいかほどで、なぜ後継者がつくれたのかについて答弁させていただきます。

後継者のある農家収入は把握しておりませんが、町には現在、町の認定した認定農業者が8つの法人を含め45件あります。この認定農業者の目標とする家族経営体の所得は、800万円となっております。また、認定農業者のうちで後継者のいる農業者は12件であります。

なぜ後継者がつくれたのかについては、議員のおっしゃるように農業経営が成功しているからだと考えております。

御質問3の2、南知多町の農業の顔としてリーダーになってもらえ、若者から農業が見直されるがどうかについて答弁させていただきます。

町の農業政策は、第6次南知多町総合計画において、基本施策として4つに分類されております。1つ目は農業の生産基盤の整備、2つ目は農業の担い手の確保支援、3つ目は農地の利用増進、4つ目は農畜産物の生産振興になります。

1つ目の農業の生産基盤の整備は、国営農地開発事業等により整備された農地の管理や老朽化したポンプ場の改修などの農業用施設の維持管理を行うなどの政策を実施しております。

2つ目の農業の担い手の確保支援は、さきの質問の回答にもあります町の認定農業者制度による担い手の確保や新規就農支援策である青年就農給付金、町独自の施策である新規就業者支援事業による家賃補助などの政策を実施しております。

3つ目の農地の利用増進は、認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手に対し、農地利用組合や土地改良区の協力のもと、農地の利用集積を進めるとともに、町独自の施策である耕作放棄地解消対策事業補助金により耕作放棄地を解消し、農地の利用を進める政策を実施しております。

4つ目の農畜産物の生産振興は、「ミーナの恵み」ブランドや6次産業化の推進など、商品の付加価値を上げる取り組みを推進し、意欲ある農業者を支援する政策を実施しております。

以上の4つの施策により、議員のおっしゃられるすぐれた農家や新規就農者が国営農地開発事業等により整備された優良農地において農地の利用集積を進め、農産物の生産から販売、加工まで取り組んでいると考えております。

また、南知多町は知多管内で最も新規就農者の数が多く、最近の5年間で約20名の若者が新規就農しております。このうち約半数が町外から南知多町に移住し、農業を始めております。これは、南知多町で始める農業が町内外の若者から魅力的な職業として捉えられているからであると考えております。

次の御質問3の3、農産物のブランド化にすぐに取り組めば、農家は南知多産として誇りを持ち、後継者づくりにも役立つがどうかについて答弁させていただきます。

農産物のブランド化は、農家所得を向上させるためには重要な課題であると考えており、町ではブランド化を目指したモデル事業として商品開発を行うため、「みかん酒南知多ブランド開発会議」を平成23年度に設立し、南知多もぎたてみかん酒を開発し、平成24年4月より販売することができました。また、平成25年度には南知多町産業振興協議会が設立され、「ミーナの恵み」を南知多ブランド名称とし、地域の特にすぐれた産品を協議会が審査し、認定しております。現在、認定された商品は4商品あり、1つ目は南知多もぎたてみかん酒、2つ目は海陽とまとケチャップ、3つ目は特上シラス・特上小女子、4つ目はミーナコーンであります。

このうち、トマトケチャップは、ブランド認定されてから販売が拡大しており、生産者から認定されてよかったと聞いております。ミーナコーンにおいては、付加価値をつけることができ、市場価格に比べ有利な販売ができており、生産者の方からはミーナコーンでないと採算がとれないと言われる方もいらっしゃいます。

このように、ブランド化は営農意欲と所得の向上に有効であります。所得の向上は後継者の確保にも有効と考えられます。町といたしましては、引き続きブランド化に取り組んでいきたいと考えております。

次の御質問3の4、初神、乙方、大井、片名、内海地区の放置された田んぼはおよそ何枚あるかについて答弁させていただきます。

町が耕作放棄地として把握している田の筆数で答えさせていただきます。初神地区で9筆、5,152平方メートル、乙方地区で10筆、5,810平方メートル、大井地区で65筆、3万8,340平方メートル、片名地区で81筆、3万3,923平方メートル、内海地区で402筆、21万1,986平方メートルであります。

次の御質問3の5、農家と町で里山田んぼを3枚を1枚にし、機械の入る田んぼ、田直し事業は前記のように実現可能だ。この事業は、役立たずと放置された田んぼがよみがえるだけでなく、子供たちへの最大の遺産づくりになり、若い人の自慢になるがどう

かについて答弁させていただきます。

長野県栄村の田直し事業は、山村の棚田を農家が使いやすくするために行った水田の簡易な基盤整備であります。本町におきましては、12月議会でも答弁させていただきましたとおり、生産性や作業効率を高めるために、中山間地の農地ではなく、自動車や機械が容易に入ることのできる別の場所を基盤整備しております。また、稲作農家については、米価の低迷が続いていることや、高齢化、後継者不足の影響もあり、基盤整備済みの地区でさえも、農協や個人農家へ作業委託しておられる方が多数いるのが現状でございます。

これらのことから、町として新たに議員のおっしゃるような田直し事業を行う計画はありません。

次に御質問3の6、里山の米の品質は非常によく、農協と提携し、南知多米として米農家を支援できれば、地元の需要もふえ、荒れた田んぼが継続できる農家に発展できる見通しもできるかどうかについて答弁させていただきます。

里山において、米が出荷できるほど生産され、その品質が非常によく、他の米との差別化ができるようであれば、町としてもミーナの恵みブランド認定もあわせ、検討させていただきたいと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

時間も大変ないので、絞ってお願いいたします。

5 番について、1 つだけ。本町の生産性がない、機械が入らない、そういうところは計画に入っていないというお話を伺いましたけど、その計画に入っていないところが、4 番で指摘があったような物すごい数に当たります。これを3枚を1枚にすることができるかどうかは、私が現在、豊丘地区で借りている田んぼはまさにそのとおり、機械が入らないところを3枚を1枚にさせていただいて、機械が入るようにして利用ができるようになった田んぼでございます。それは、やり方でちゃんとできますので、これは今後ちゃんと検討をしてほしいと思います。

4 番に進んでください。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、質問事項4．津波対策は住民参加でないと命が守れないについて、順に答弁させていただきます。

まず、御質問4の1、避難所の自主整備に対する補助金について、対象となる事業や申請の方法を明確化し、住民に対して提示することはできないかについて答弁させていただきます。

避難路整備に対する補助金を含め、自主防災組織が活用できる補助金につきましては、区長全体会におきまして、説明をさせていただいております。また、本年度から自主防災組織の活動や運営費用に対する補助金を予算計上させていただいていることから、各地区の区長会におきまして、避難路整備に関する補助制度とあわせ、各補助金の説明をさせていただいているところでございます。

なお、補助金の活用につながっていないという点につきましては、町のホームページや広報紙での周知、各種行事での紹介等により、活用の促進を図っていきたいと考えております。

次に、御質問4の2、4階建てのビルなどの高い建物があるので、ビルの所有者と町が協定を結んで、避難場所として検討できるかについて答弁させていただきます。

津波から避難する場所の一つとして、津波避難ビルがあります。津波避難ビルにつきましては、津波避難浸水予想地域内において、新耐震設計基準等に適合するなどの条件のもと、逃げおくれるなど緊急的かつ一時的に避難（待避）する施設であります。

南知多町におきまして協定を結んでおります津波避難協定ビルは、平成26年4月1日現在で18施設あります。今後におきましても必要により、建物の所有者、管理者の理解を得ながら、津波避難協定ビルの追加を検討していきたいと考えております。

最後に、御質問4の3、自主防災組織が他地区の取り組みを参考にすることで、より効率的に防災意識の向上につながる部分もあると思うが、町がその橋渡しの役割を担うことはできないかについて答弁させていただきます。

本年度、南知多町自主防災会等活動事業補助金を予算計上させていただいており、現在、順次各地区区長会に補助金の説明を行い、その効果的な運用をお願いしているところでございます。特に内海地区、豊浜地区におきましては、地区内において各区単位での自主防災組織が設立され、その活動状況にも格差が生じているのも確かでございます。

この補助金制度は、議員の言われます他の地域や組織の取り組み状況の情報共有、格差の是正も含め、地区内・大字単位での自主防災組織の横の連携の強化により、大規模災害時に公助が即対応できない部分を自助と共助等、地域防災力でカバーしていただくことと、組織運営が将来に向けて継続できることを目的としております。いざ災害発生時に、地域住民が連帯感を高め、自主防災組織としての機能を十分発揮できるよう、平常時から自助の必要性のための啓発活動を行っていただくことや自主防災組織で企画する各種防災訓練や研修などを補助の対象としております。

また、今年度も地域防災力の強化のため、自主防災組織の指導者を育成すべき地域防災リーダー養成講座開催を予定しておりますが、他地区の取り組みを参考にすることができるよう、広く町民の皆様に参加していただくことを考えており、当講座において町民の皆様が各地区の取り組み状況などの情報交換を行いながら、地域防災リーダーとしての知識等の習得を図っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

時間が来ましたので、以上で石黒正重君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。休憩は2時までといたします。

〔 休憩 13時45分 〕

〔 再開 14時00分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第2 報告第3号 平成26年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、報告第3号 平成26年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

報告第3号 平成26年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

1枚はねていただき、平成26年度南知多町繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

平成27年3月議会定例会におきまして、繰越明許費の補正措置を可決いただきました各事業につきまして、記載のとおり平成27年度に繰り越しをいたしましたので報告するものでございます。

繰越明許費の対象事業は、表にございますが、まち・ひと・しごと創生事業の地方版総合戦略策定事業、同じくまち・ひと・しごと創生事業のミーナブランド販路開拓事業等、まち・ひと・しごと創生事業のプレミアム付商品券発行事業、まち・ひと・しごと創生事業の観光振興事業、津波避難広場整備事業及びまち・ひと・しごと創生事業の観光型防災アプリ開発事業でございます。

表の一番下の欄、合計であります。まち・ひと・しごと創生事業の地方版総合戦略策定事業を初め6事業で、金額欄1億1,168万円のうち、平成26年度の支出はありませんでしたので、全額を翌年度へ繰り越しました。その財源は、国庫支出金7,984万5,000円、県支出金698万1,000円、町債1,660万円及び一般財源825万4,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

日程第3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例等の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第34号、専決処分の承認を求めます。

南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1の提案の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要が生じたので、3月31日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の主な内容です。

(1)は第1条の改正で、アの町民税関係は、(ア)の法人住民税均等割税率適用区分である資本金等の額に係る改正で、第30条関係の改正となります。これは、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一するものでございます。

(イ)の、個人町民税における住宅ローン制度の適用期限の延長で、附則第7条の3の2関係の改正となります。これは、特例の期間を平成22年度から平成39年度までであったものを平成41年度までの2年間延長するものでございます。

(ウ)の、ふるさと納税の申告特例の申請で、附則第9条及び第9条の2関係の改正となります。これは個人町民税の寄附金控除額に係る申告の特例で、申告が不要な年末調整済み給与所得者がふるさと納税をした場合、申告を不要とするふるさと納税ワンストップ特例を創設するものでございます。

イの固定資産税関係は、(ア)の地方税法附則第15条第2項の条例で定める割合の追加で、地方税法の範囲内で特例の割合を定めることができる、通称わがまち特例と言われているもので、附則第10条の2関係の改正となります。内訳といたしましては、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例で、都市再生緊急整備地域では5分の3、特定都市再生緊急整備地域では2分の1とするものでございます。これらの整備地域は名古屋駅や栄周辺など土地再生の拠点地域で、都市の国際競争力の強化を図る地域への税制特例であり、本町には該当地はありませんが、法律に定められたため条例に追加するものです。

bの管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例2分の1、これは津波災害警戒区域の指定を受けた地域に津波避難施設として管理協定が締結された場合の特例ですが、愛知県ではまだこの津波災害警戒区域の指定がされていないので、現時点での該当はございません。

cの新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額減額措置3分の2、これはサ

ービスつき高齢者向け住宅で、国または地方公共団体から建築費の補助を受けていること、建築基準法による主要構造部が耐火構造、もしくは準耐火構造の建築物であることなどの適用条件に適合するものへの税額を3分の2に減額するもので、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新築されたものが対象となるものです。

(イ) 不均一課税による固定資産税の税率の特例を2年間延長で、附則第10条の4関係の改正となります。これは、離島の旅館業、製造業等の方が、平成25年4月1日以降に新設・増設した場合の家屋・償却資産・土地に対する課税を2分の1に減額する特例で、2年間延長となるものです。

(ウ) 土地に係る固定資産税の負担調整の特例を延長するもので、附則第11条、第12条、第12条の2、第13条、第15条関係の改正でございます。これは、土地の評価がえに基づき、現行の仕組みを平成27年度から29年度までの3年間延長するものです。

ウの軽自動車税関係は、軽自動車税の税率の特例の改正で、附則第16条関係の改正となります。これは、排出ガス性能及び低燃費性能のすぐれた一定の環境性能を有する四輪車等について、燃費性能に応じたグリーン化特例を新設するものです。

(2)は第2条の改正で、昨年6月議会で可決いただきました南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、アの軽自動車税関係は、二輪車及び小型特殊自動車の税率改正時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期するものです。附則第16条関係の改正となります。これは、昨年度改正時点では二輪車、小型特殊自動車は平成27年度から増税となることになっておりましたが、地方税法の改正に伴いまして平成28年度からに変更となったものでございます。

3. 施行期日等であります。

(1)施行期日は、平成27年4月1日からの施行となります。ただし、第2条中、南知多町税条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

(2)経過措置について、初めにアは、別段の定めがあるものを除き、個人の町民税に関する部分は平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものでございます。

次に、イ及びウは、ふるさと納税の申告特例の新設に関するもので、町民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用し、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用する

ものでございます。

エは、別段の定めがあるものを除き、法人の町民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用するものでございます。

オは、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

カからケにつきましては、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の追加に関するもので、平成27年4月1日以後に取得される対象物件に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

次のコは、新条例附則第16条の規定は平成28年度分の軽自動車税について適用するものでございます。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第35号、専決処分の承認を求めます。

南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1の提案の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めらるるものでございます。

2の改正の主な内容は、(1)は地方税法の改正に伴う条文の整理で、第2条関係でございます。

(2)は、町税条例でも説明しました固定資産税の課税標準の特例の追加、附則第2項関係でございます。内訳といたしまして、都市再生緊急整備地域では5分の3、特定都市再生緊急整備地域では2分の1とするものでございます。

(3)は、固定資産評価がえに伴い特例の期間の更新で、附則第3項から第9項関係でございます。

次に、3. 施行期日等について御説明申し上げます。

まず、施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしまして、ア、改正後の南知多町都市計画税条例の規定は平成27年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度までの都市計画税については、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、イ、新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用するものでございます。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税の停止をしています。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第36号、専決処分の承認を求めます。

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき

専決処分を行いましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容です。

(1)低所得者に係る保険税軽減の拡充は、第23条の改正でございます。これは、国民健康保険税の減額に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の積算方法の変更でございます。

ア、5割軽減基準額でございますが、軽減対象となる所得基準額を引き上げるもので、33万円に24万5,000円掛ける被保険者及び特定同一世帯所属者の人数で計算した額を加算した額以下の世帯が対象であったものを、33万円に26万円掛ける被保険者及び特定同一世帯所属者の人数で計算した額を加算した額以下の世帯に変更するものでございます。

イ、2割軽減基準額でございますが、軽減対象となる所得基準額を引き上げるもので、33万円に45万円掛ける被保険者及び特定同一世帯所属者の人数で計算した額を加算した額以下の世帯が対象であったものを、33万円に47万円掛ける被保険者及び特定同一世帯所属者の人数で計算した額を加算した額以下の世帯に変更するものでございます。

3の施行期日等につきましては、平成27年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

4につきましては、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成26年条例第5号の一部を次のように改正するとし、附則第1項に、「ただし、附則第13項の改正規定（「配当所得」を、「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。」のただし書きを加えるものでございます。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

**日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度南知多町
一般会計補正予算（第1号））**

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度南知多町一般会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第37号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げます、承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,743万円としたものであります。知の拠点整備推進事業に要する経費を追加したものであります。

補正の内容であります。歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず先に、中ほどにあります3. 歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費443万円の増額補正であります。これは、知の拠点整備推進事業経費としまして、臨時職員2名分の雇用保険料、社会保険料及び賃金などに要する経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

上段にあります2. 歳入です。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金443万円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整分であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

10番、鈴川和彦君。

○10番（鈴川和彦君）

今回報告の専決処分の理由は、専決書の4月1日付によりますと、新先端産業技術誘致と国際教育機関招致を中心とした知の拠点を整備した、活力あり魅力的で安全・安心なまちづくりを推進するため、その経費、主に人件費だと思えますけど、それを専決すると書いてあります。地方自治法第179条によりますと、この理由が緊急性に該当せず、当てはまらず違反としていると私は考えています。これについて、まずどう思いますか。

2. 町の場合は、議会開会の3日前に招集すれば議会開会は可能でありました。4月1日より、給料を支払うための議案審査のため、3月18日に発表以降、3月末までに町議会は開会可能であったと思います。それについてどう思いますか、なぜ臨時会を開かなかったのか。

3. 4月1日にこの専決を実施して、443万円の大部分が2人分の人件費であります。その期間は平成27年4月1日から平成27年7月31日とあります。2人雇用と説明を受けていましたし、またそれにも書いてありますけど、実際は1人しか採用していません。また、その1人の採用された方は6月14日までというように任用期間を変更しました。変更された理由と、1人しか採用しなかった理由は何ですか。

また、この問題の答えは、採用が公募ではなく町長の任命による採用でしたので、お答えは町長にお願いします。

また、この専決の報告を今されましたが、大部分は先ほど申しましたように人件費ですが、その対象者は現在在職していません。そういうことを鑑みますと、余りにもずさんな専決と計画としか思えません。それについてはどういうふうに思っていますか。以

上です。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

まず最初の御質問、緊急性がないと議員が御判断の中で、緊急性について答弁させていただきます。

一般質問でもございましたけれども、1つは、この構想を進めるに当たりまして、本年度に策定しなければならない重要な計画であります総合計画の見直し作業、それからまち・ひと・しごとなどの総合戦略等の重要な計画をつくる年でございます。その計画に、非常にこの構想が南知多町のまちづくりに可能性のある計画に位置づけられるのではないかということで、一刻も早くこの構想の取り組みへの調査・研究に入りたいという思いがあったことが1つでございます。

もう1つは、臨時職員の雇用につきまして、調査・研究をするためには、この提案者でありますモンテ・カセム氏の推薦する方を雇用するに当たりまして、その前職の雇用との継続に配慮する必要から4月1日にこだわったことでもあります。

なお、その専決に当たりまして、臨時職員の雇用を確定するに当たりまして、3月18日に2名の雇用ということで御説明させていただいておりましたが、1名については4月1日からの予定ということでこちらのほうで進めることができございましたけれども、もう1名につきましては、家庭の事情等で急遽その方のお越しが、こちらのほうへ臨時職員として来ていただく予定ができなくなった状況がございます。その関係で、こちらのほうで補正予算を専決処分するに当たりまして、額の確定をするにつきましては3月末でないと確定できないと3月18日の時点で判断いたしまして、3月18日の御説明の中で専決処分をお願いを申し上げたわけでございます。

2つ目の御質問、3日前に決まっておれば可能ではなかったかということについて答弁させていただきます。

この専決処分に当たりまして、3日前であれば議会の開催ができるという自治法上の規定の中で、本町のほうで、先ほど最初の御質問の緊急性のところでも申し上げましたが、2人の臨時職員の雇用を予定しておった中で、1名の方は雇用についての額の確定ができたんですけれども、もう1名の方を確定するにつきましては、その臨時職員の方の人選等も提案者の方のほうとの調整の中で3月末ぎりぎりまで待って補正予算の額を確定

したいというところから、3月末までの補正予算の額の確定ができなかったということ
でございます。

もう1つ、こちらのほうから答弁させていただきます。

6月14日をもって、4月1日より雇用をさせていただいた臨時職員の方につきましては、この構想を4月1日からその方とともに調査・研究に入りたいということで作業が始まったわけでございますけれども、知の拠点整備構想の推進の事業を進めるということで3月18日に説明していただいた以降、この構想を進めるに当たりまして、寄附の受け入れ、それからこれからのこの構想そのものの進め方についてたくさん意見をいただきました。その中で、当事者であります臨時職員の方が役場の中でその作業を進めていただくことについて、非常にその状況が、一般質問では環境と申し上げましたが、そういった環境にないということで、一旦この状況を、臨時職員の雇用をとめるという判断を町のほうでしたものでございます。5月15日に解雇予告通知をしまして、6月14日をもって解雇という処理をしたところでございます。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

なぜ臨時職員を雇用するに当たりまして公募にしなかったのかという問いだと思えます。これにつきましては、臨時職員の雇用の目的は、知の拠点整備構想を推進するに当たりまして、具体的な作業を担当して前例のない事業を提案者が提案しておりましたので、それに対しまして、その検証を含めまして国際大学の勤務実績とか、あるいは専門的知識の必要なことは確実であったわけございまして、なおかつその提案者のモンテ・カセム氏と意思の疎通とか構想の理解が共有できる必要があったということから、公募にはなじまないと私が判断させていただきました。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川和彦君。

○10番（鈴川和彦君）

臨時職員の件ですけど、間に合わなかった、そういうことを言っていましたけど、27年3月23日には1人の方には採用通知兼確認書が行っているはずですけど。

それと、この事業そのものの計画が余りにもずさんで、その上に4月1日に専決処分

ということで、4月1日からは事業としてやれる状況じゃなかったということを私はずうっと判断してしまっていて、きょうこういう形で実際に専決されて、働いている方がいないのにきょうここで報告して、その専決の報告を受けて議員が判断するという形になっていますけど、何もかも全部説明不足、準備不足、町のやることとしましては、これだけ準備が不足しているのに専決までしてやった町長の傲慢さと、これでは議会は要りません。

あと1つ、私は一議員として専決と事業自体は別に考えています。また、それが筋道だと思っています。

まず、町長にもう一度お伺いいたします。

この専決が、この事業の進め方が本当に正しいかどうか、町長もう一度、ほかのことは再質はいいですので、説明してください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

このやり方が正しいかとか、それからさんじゃないかとかということに関しまして、議員と、3月18日に説明した内容も含めまして、説明不足ということは謝罪させていただきます。

ただ、私の考え方としまして、4月1日から臨時職員を雇わせていただき、それを提案者側に費用を持っていただいて、どうしてもこの構想に対しまして町民の皆様、議員の皆様には説明ができるよう、職員とともに、提案された地方独立行政法人という官が支出しなくてはならない提案でございましたので、それをしっかり検討して町民の皆様、議員の皆様にお伝えしたい、その準備の段階であるという判断と、それが着手であるという判断の違いだと私は思っております。

確かに、さまざまなことで、みんな理解してからそれを発表するのが筋ではないとおっしゃりますが、今我々が提案されているものは前例のない方法だと言われております。よって、その一つ一つに対して大変厳しい方法であるし、壁も多いただろうけれども、その壁を乗り越えていこうという提案も含まれておりましたので、提案者のほうに、その分の私たちに係る人・もの・金、その中のものというのを私たちの役場という場所として提供できるものは、私にとっては場所しかございませんでした。

そういう考え方のもとで、今、議員もおっしゃっていただきましたが、構想そのもの

ではないと、私の進め方が悪いということに関しましては、その資料の提供、判断するための期間の短さ、そういうものにつきましては深く反省をし、皆様方に諸般報告の折、謝罪をさせていただきました。

○議長（榎戸陵友君）

はい、次。

（挙手する者あり）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今回の知の拠点構想の課題がはっきりしたというのは先ほども話がありましたけれども、平成27年3月、そしてその専決のお願いを出したのが3月18日、そして具体的な予算額が決定したのが3月末、そして町民のために地方創生法への申請等、準備を早く進める必要があり、4月1日から行わなければならなかったという時間的余裕のないタイトなスケジュールだったということと。また、今回の専決に関しましては、これは人事に関するのではなく臨時職員を雇い入れるための予算についてということで、過去にも同じように臨時職員を雇い入れる予算の専決の事例は3件あった。

こういうことを踏まえまして、今回の443万円の支出の目的というのは知の拠点構想の研究のためのものなんですか、確認でございます。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

今回の補正予算の事業につきましては、議員おっしゃるとおり、知の拠点整備構想の推進に係る経費でございます。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

藤井君。

○5番（藤井満久君）

4月1日に、専決処分で臨時職員を雇って調査・研究をされるとの報告を3月18日に受けました。その日以後、私としては一議員として専決処分についていろいろ調べてみました。すると、今回行ったことは地方自治法の第179条で規定されている専決処分には該当せず、本来、町役場の行政としては行っていけない案件だと理解するに至りまし

た。この専決処分を議員として何も調べもせず、異を唱えることもなければ、議員として町民に対しての背信行為に当たり、町民からは議員の質を問われかねます。また、今回の専決処分が承認されれば、石黒町長が南知多町を私物化することも可能になり、町民の不利益になる事業にも歯どめがかからなくなってしまうことも考えられます。

私は、議員の一人として、町民の代表として今回の専決処分は正しくないと思いますが、町長はどのようにお考えになりますか。同じ答えになっても結構ですので、もう一度お聞かせください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議員がおっしゃいました専決について違法性があると、緊急ではなかったということの理由につきましては、今、るる私ども職員のほうから説明をさせていただきました。

よって、今回3月18日の専決をお願いした内容につきまして説明させていただきますならば、全議員の皆様方がお出になった勉強会におきまして、そのとき臨時雇用を2人したい。その中で1人は決まっているけど、もう1人はまだ定かではない。そういう中で緊急性があるかもしれないということを予測して専決のお願いをしたものでございまして、私どもは違法なものだと思っておりません。

また、今後進めるに当たりまして、このような専決を乱発するんじゃないかという御懸念があるような質問でございましたけれども、そういうことに関しましては、今後一切ないように、今までどおり179条第1項を守って専決処分する場合はしてまいります。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

今の町長の答弁の中で、二度とこのような専決処分はしないと、その約束を私は信じて質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

3番、高原典之君。

○3番(高原典之君)

議長にお願いがあります。

壇上にての発言を許可いただきたいと思います。

○議長(榎戸陵友君)

だめです。そこでやってください。

○3番(高原典之君)

それでは、許可いただけませんでしたので、ここで発言させていただきます。

私は、今回の専決処分に対して承認すべきと考えます。

私がそう思えたのは、もう本当に偶然というには余りにも、あり得ないほどの奇跡的な出会いとも思えるほどのモンテ氏との出会いだったと思います。私たちの人生の中には、それぞれ大きな決断をしなくちゃならないときが幾度かあります。皆様にもあったと思います。そんなときに、やはりそれを決定するときにはいろんな人との出会いがあっただけかかわってきたと思います。

今のままの南知多町の未来に明るい未来が待っていないことは、やはり誰もが認めている認識だと思っています。本当に大きな課題が山積しています。この知の拠点構想を千載一遇の機会と捉えれば、この構想の研究を行うのに寄附金をいただいて行うということですが、本当に寄附金じゃなくてもいいほど研究をするに値するほどの価値のあるものだと私は思います。

また、議会に対しても、臨時職員を雇用したい旨の事前説明もいただきました。決して否決を免れるための目的があったとも思えません。昔から善は急げという言葉もあります。目の前にあるチャンスを逃すことなく未来につなげ送ることは、これは町長はもとより私たち議員も、自分の任期の期間の間のことじゃなく、次の世代につなげられる事業をつくり、送り伝えることは本当に大変に大事なことだと思います。

南知多町の住民に選ばれてなった町長です。町を船に例えれば、かじ取りを船長である石黒町長に住民が任せたのです。進むべき方角は、皆で一丸となって船のオールをこいでいかなければ、この荒波の時代を乗り越えることはできないと思います。私も微力

であります、ともに南知多町の南知多が望む海に精いっぱいこぎたいと思っております。

ほかの議員の皆様におかれましても、いま一度南知多の未来を再考していただきますようお願いして、賛成討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。休憩は3時までといたします。

〔 休憩 14時52分 〕

〔 再開 15時00分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第7 議案第38号 人権擁護委員の推薦について

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第38号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第38号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回、5人の委員のうち、日間賀島地区の鈴木千代菊さんが平成27年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても大変理解のある鈴木千代菊さんを引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

候補者の主な公職歴を申し上げます。

鈴木千代菊さんは、昭和60年度に日間賀島保育所母の会会長、平成15年度に日間賀島地域婦人会副会長を、また平成20年度及び21年度には南知多町更生保護女性会副会長を歴任し、平成24年10月1日より人権擁護委員を務め、現在に至っております。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項の規定に基づいて、固定資産課税台帳に登録される価格に関する不服を審査決定するため町に設置されています。委員の定数は3名で、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

現在の委員3名は、大字山海の内藤宗充様が7月14日、大字豊浜の榊原司恭様が7月9日、大字大井の石黒忠史様が7月3日をもってそれぞれ任期満了となります。つきましては、現在の委員に引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、委員の任期は3年であります。

3名の方は、人格、識見ともすぐれ、委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、3名の方の略歴を申し上げます。

内藤宗充様は、西村区長、内海地区区長会長、社会教育審議会委員、社会福祉協議会会長など公職を歴任され、平成20年5月から現委員としてお務めいただいております。

榊原司恭様は、土木工事業を営む傍ら、豊浜初神区の区会議員として地区の発展に貢献され、平成22年度からは町交通安全推進委員を務めていただいております、平成24年7月から現委員としてお務めいただいております。

石黒忠史様は、平成19年4月から平成22年3月までの3年間大井駐在員を、平成23年7月から大井まちづくり協議会事務局長を務められており、平成24年4月から現委員としてお務めいただいております。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

日程第9 議案第40号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第40号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第40号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の5名のうち、坂口和弥さんが平成27年7月14日をもって任期満了となります。つきましては、坂口和弥さんの後任として、子供たちの活動を支えた経験を有する坂口薫史さんを任命したいと存じます。

坂口薫史さんは、人格、識見にすぐれ、平成26年度には日間賀島日間賀中学校のPTA副会長を務められるなど、教育に関する経験も豊かでありますので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、坂口薫史さんの任期は平成27年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号 教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について（日間賀島防災拠点施設建設工事）

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第41号 工事請負契約の締結について（日間賀島防災拠点施設建設工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第41号 工事請負契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

次のページの提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

日間賀島防災拠点施設建設工事につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る5月27日に5社による指名競争にて入札を行っています。

2の工事の内容といたしまして、工事名は、日間賀島防災拠点施設建設工事。工事の場所は、南知多町大字日間賀島地内となります。主な工事概要は、重量鉄骨造2階建て、延べ床面積208.64平方メートルでございます。

工期は、平成28年1月30日まででございます。請負契約金額は1億476万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は776万円で、請負契約者は、南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組でございます。

なお、裏面の2ページには入札結果を、また3ページには工事場所の位置図、建物の平面図・立面図をつけておりますので、後ほどごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第41号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について（師崎中学校屋内運動場天井材
落下防止等改修工事）**

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第42号 工事請負契約の締結について（師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

それでは、議案第42号 工事請負契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

1 ページの提案理由の説明をごらんください。

提案の理由でございますが、師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る5月27日に町内の4社で行っております。

工事名は、師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事。工事場所は、南知多町大字片名地内でございます。

主な工事概要ですが、アの天井材撤去等工事としまして、アリーナ及び柔剣道場の既設天井材を撤去いたします。また、アリーナのみですが、不燃断熱材の吹きつけを行います。

イの照明器具等落下防止対策工事としまして、アリーナの照明器具とバスケットゴールの落下防止対策工事を施行いたします。

ウとしまして、屋根遮熱防水工事。

エとしまして、外壁改修工事を実施するものでございます。

工期は、平成28年2月29日まででございます。請負契約金額は8,467万2,000円ござ

います。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は627万2,000円で、請負契約者は株式会社石橋組でございます。

なお、3ページには入札結果をつけてございます。また、4ページには師崎中学校屋内運動場の工事として、上段に位置図、中段から下に北立面図をおつけし、主な工事内容を記載させていただきました。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号 財産の購入について（海っ子バス（中型バス）1台）

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第43号 財産の購入について（海っ子バス（中型バス）1台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、議案第43号 財産の購入につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

提案理由の御説明でございますが、海っ子バス（中型バス）1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、4月28日に指名競争入札を行っております。

財産の概要でございますが、海っ子バスとして、いすゞエルガミオ中型バス1台、59

人乗り、5速のオートマチック車で、南知多町に平成27年8月31日までに納入するもの
でございます。契約金額は2,146万9,160円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の
額は159万308円でございます。契約の相手方は株式会社森自動車整備工場でございます。

なお、次のページには入札結果をつけてございます。その次のページには、参考資料
として物品の概要をつけてございます。

今回の中型バスは、知多バスの内海線廃止に伴いまして、内海高校生の通学の足を確
保するために、今年10月1日より河和駅から内海高校間を海っ子バス西海岸線の一部と
して南知多町が運行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号 訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第44号 訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）についての件を議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

議案第44号 訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）につきまして説明いたします。

1 ページはねていただき、提案理由の説明書をごらんください。

1 の提案の理由は、訴えの提起に当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。

2の請求の原因は次のとおりであります。

(1)本件町営住宅の賃借人、古莊辰己は、南知多町町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年南知多町条例第28号、以下「本条例」という。）第17条第2項等により本件町営住宅の家賃を支払う義務を有しますが、町からの再々にわたる家賃支払いの催促にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、家賃を滞納していました。

平成25年10月26日、賃借人が死亡いたしました。

(3)このことから、町は、当該賃借人に対して本条例第42条第1項等により本件町営住宅の明け渡しを請求したいのですが、当該賃借人の死亡により明け渡しの請求を行うことができません。当該賃借人には配偶者はなく、子2人いるところ、子らに対し本件町営住宅の明け渡し等を求めましたが、子ら全員の相続放棄により明け渡し等を請求することができませんでした。当該賃借人については就籍届が出されており、父母、兄弟姉妹は不明であります。

(4)以上の経緯により、当該賃借人の相続人に対し訴えを提起することができないため、裁判所に対し特別代理人選任の申し立てを行い、当該賃借人相続財産を被告として本件町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いの訴えを行うものであります。

3の訴訟上の和解は、さきに述べましたように、賃借人本人の死亡及び子供ら全員の相続放棄により滞納家賃等の支払いを求めることは困難と考えられます。したがって、町の顧問弁護士とも相談した結果、特別代理人に対し、次に述べます和解条件を提示し、訴訟上の和解を視野に入れて遂行する予定であります。

(1)被告は、速やかに本件建物を明け渡す。

(2)被告は、本件建物に残置された動産を原告の費用で処分することに同意し、何らの異議を申し立てはしない。

(3)原告は、被告に対し、敷金を控除した滞納家賃等の請求を放棄する。

(4)原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に対し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5)訴訟費用は原告の負担とするというものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第44号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第45号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第2号)

○議長(榎戸陵友君)

日程第14、議案第45号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長(北川眞木夫君)

議案第45号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,690万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,433万1,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをごらんください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,118万円の増額補正であります。これは、ふるさと南知多応援寄附金業務を業者に委託する経費であります。

次に、8目企画費500万円の増額補正であります。これは、内海地区の区事務所及び豊浜地区の区事務所の事務用機器などの購入事業につきまして、一般財団法人自治総合

センターからのコミュニティー助成金が交付されることとなりましたので、今回補正をお願いするものであります。

14目公共交通対策事業費は、財源更正であります。これは、当初予算に計上しています海っ子バス購入事業費の財源として、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成金が交付されることとなり、1,000万円を充当し財源更正を行うものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費40万1,000円の増額補正であります。これは、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を推進するために設置いたします南知多町ごみ減量化推進住民会議の委員の報酬であります。

2項清掃費、1目じん芥処理費710万円の増額補正であります。次の14ページ、15ページもごらんください。これは、海岸漂着物等の対策を推進するため、県から補助金を受け、町内3地区で海岸漂着物等の回収処理を行う経費であります。

7款商工費、1項商工費、4目観光振興費317万2,000円の増額補正、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費134万8,000円の増額補正及び4項社会教育費、2目公民館費870万円の増額補正であります。これは、アスベスト含有量調査を行った結果、師崎港観光センター屋上機械室、篠島中学校体育館1階ポンプ室、町公民館1階・2階の階段上及び日間賀島公民館3階倉庫にアスベストを含有した資材が使用されていたことが判明したため、アスベストの除去工事を行う経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入であります。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金646万3,000円の増額補正であります。これは、歳出で説明しました海岸漂着物等対策事業に対する県の補助金であります。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金1,850万円の増額補正であります。これは、ふるさと納税の推進による寄附金の増額を見込みまして増額補正をお願いするものであります。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入1,500万円の増額補正であります。歳出で御説明しました、コミュニティー助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

20款町債、1項町債、4目教育債1,010万円の増額補正であります。歳出で御説明し

ました篠島中学校ポンプ室アスベスト除去工事、町公民館アスベスト除去工事及び10ページ、11ページにあります日間賀島公民館アスベスト除去工事に係る町債を追加するものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

9目商工債330万円の増額補正であります。歳出で御説明しました、師崎港観光センターアスベスト除去工事に係る町債を追加するものであります。

戻っていただいて、8ページ、9ページをごらんください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,646万2,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わり、次に4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。当初予算でお願いしました観光地美化推進事業の清掃ダンプ購入事業につきまして、年度内にダンプの納入ができない見込みのため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置をするものであります。

第3表、地方債補正であります。先ほど歳入の20款町債にて説明させていただきました事業の地方債の追加であります。

一般会計の地方債残高は16ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。

表の一番下段の右端になりますが、27年度末現在高見込み額は63億6,443万1,000円であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第15 発議第46号 安全保障法制の徹底審議を通じた国民的合意を得ることを求める意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、発議第46号 安全保障法制の徹底審議を通じた国民的合意を得ることを求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

南知多町議会議長、榎戸陵友殿、提出者、南知多町議会議員、山下節子。

安全保障法制の徹底審議を通じた国民的合意を得ることを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

安全保障法制の徹底審議を通じた国民的合意を得ることを求める意見書。

太平洋戦争終結から70年の節目を迎え、戦争当時の苛酷な経験をされた方々の高齢化が進む中、改めて平和のとうとさを受け継ぐ必要が高まっている。

安倍政権においては、昨年7月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため、自衛隊の任務拡大を含む積極的平和主義を打ち出している。それを受け、今国会で他国を武力で守る集団的自衛権の行使を可能にするため武力攻撃事態法改正、自衛隊法改正、国際紛争に対処する他国軍を後方支援するため、自衛隊を随時派遣できる恒久国際平和支援法の新設、日本周辺に限らず米軍や他国軍の後方支援を可能とする周辺事態法改正など、新しい安全保障法制の整備を行う審議が始められた。このことは、国際紛争の場に、自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決に武力支援するということである。この政府の安全保障法制に対する姿勢は、憲法第9条第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決手段としては、永久にこれを放棄する。」を逸脱しているおそれがある。

国民の多くは、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派兵を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が、海外で必要なのか、大きな疑問を感じている。今、政府が行おうとしている安全保障法制の見直しは、これまで歴代自民党政治が踏襲してきた安全保障法制を180度

変えようとするものである。立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするものであれば、憲法改正の経路を経なければならないことは明らかである。国民議論を喚起し、国のありようは国民に委ねるべきで、国民投票で解決すべきである。

国会で審議中の安全保障法制については、世論調査結果で明らかのように、多くの国民が、今国会で成立させることに反対している。安倍首相がアメリカ議会で約束した8月中までに成立させるという拙速は避け、国会で十分な審議をすることが求められている。

政府は、安全保障法制が国民に十分理解できるよう説明をすることが強く求められている。

南知多町議会は、国に対して、国民合意が得られるまで、拙速な法案成立を避けるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。平成27年6月23日、愛知県南知多町議会議長、榎戸陵友。

提出先、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

終わります。よろしくお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第46号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立者5名であります。可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、

議長において本件について採決いたします。

本件については、議長は否決と採決いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 15時39分]

